

地域力創造に関する施策説明会 【1日目】資料

令和7年1月

総務省地域力創造グループの R7新規・拡充事業のポイントについて

総務省自治行政局地域政策課

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

- **人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環、自治体DXに関する施策を強化**
- **特に『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化**

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 二地域居住・関係人口

- ・二地域居住促進法の成立（R6.5月）を踏まえ、自治体の二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設【新規】

② 地域活性化起業人

- ・企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人（仮称）」を創設【新規】
- ・三大都市圏外の政令市等に所在する企業へ対象拡大
- ・マッチングプラットフォームの構築【国費】

③ 地域おこし協力隊

- ・若者（20～30代が隊員の7割）をメインターゲットとしつつ、女性、シニア、外国人向けの戦略的広報強化【国費】
- ・隊員の募集・活動に関する特別交付税措置を拡充
- ・JET（語学指導等を行う外国青年招致事業）終了者が同じ地域で地域おこし協力隊になれるよう地域要件を緩和

④ ふるさとミライカレッジ

- ・女性・若者に魅力的な地域づくり、地域おこし協力隊等の担い手の裾野拡大のため、大学と地域が連携した課題解決プロジェクトに関する特別交付税措置を創設【新規】
- ・モデル事業、マッチングプラットフォームの構築【国費】

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング

- ・事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設【新規】
- ・事業承継等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

② ローカル10,000プロジェクト

- ・創業・第二創業等への支援件数拡大。重点支援（補助率1/2→3/4にかさ上げ）の対象に従来の「デジタル」「脱炭素」に加えて「女性・若者活躍」追加【国費】
- ・創業等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

③ 特定地域づくり事業協同組合

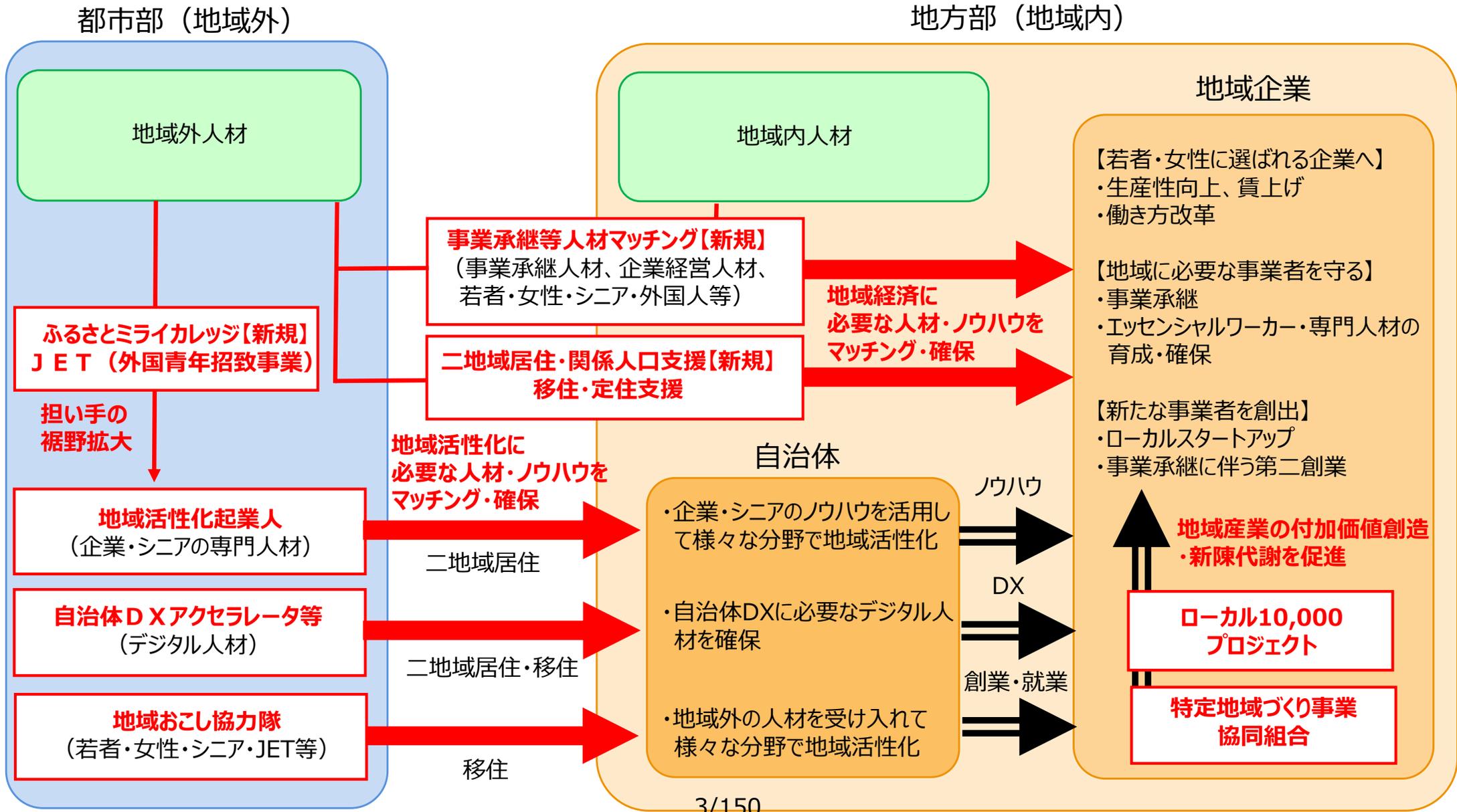
- ・中小企業関係団体との連携による設立支援を強化
- ・地域おこし協力隊任期後の受け皿、女性、若者、シニア等の定着につなげるよう各施策と連携

3 自治体DXの推進（デジタル人材確保）

- ・市町村の求める人材プール機能を都道府県が確保できるよう、地方交付税措置を拡充
- ・都道府県の人材確保を支援するため外部専門人材・協力企業リストの拡充、自治体と企業等をコーディネート、アクセラレータの任命【国費】

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化



令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案 地域力創造グループ施策

令和6年度補正予算額 28.9 (億円)
令和7年度当初予算額 (案) 22.1 (億円)

	(R6補正予算額)	(R7当初予算案)
1.地域おこし協力隊等の充実	1.5	2.5
【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費 2.5億円 [令和6年度補正予算 1.5億円]		
2.地域活性化起業人のマッチング支援	1.0	
【主な経費】 地域活性化起業人制度推進調査費 [令和6年度補正予算 1.0億円]		
3.大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトの支援	2.8	
【主な経費】 大学等連携地域課題解決プロジェクト経費 [令和6年度補正予算 2.8億円]		
4.関係人口の創出・拡大		0.6
【主な経費】 二地域居住・関係人口を活用した地域の担い手確保事業 0.1億円 ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 0.2億円		
5.ローカル10,000プロジェクト等の推進	21.1	6.2
【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 6.2億円 [令和6年度補正予算 21.1億円]		
6.特定地域づくり事業協同組合制度		
【主な経費】 特定地域づくり事業推進費 5.6億円 (内閣府予算計上)		
7.過疎対策の推進		8.0
【主な経費】 過疎地域持続的発展支援交付金 8.0億円		
8.人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業	0.5	
【主な経費】 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業 [令和6年度補正予算 0.5億円]		
9.都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト	2.0	
【主な経費】 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト [令和6年度補正予算 2.0億円]		
10.その他予算		4.8
	28.9	22.1

地方創生2.0に向けた取組について

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

地方創生2.0に向けた取組について

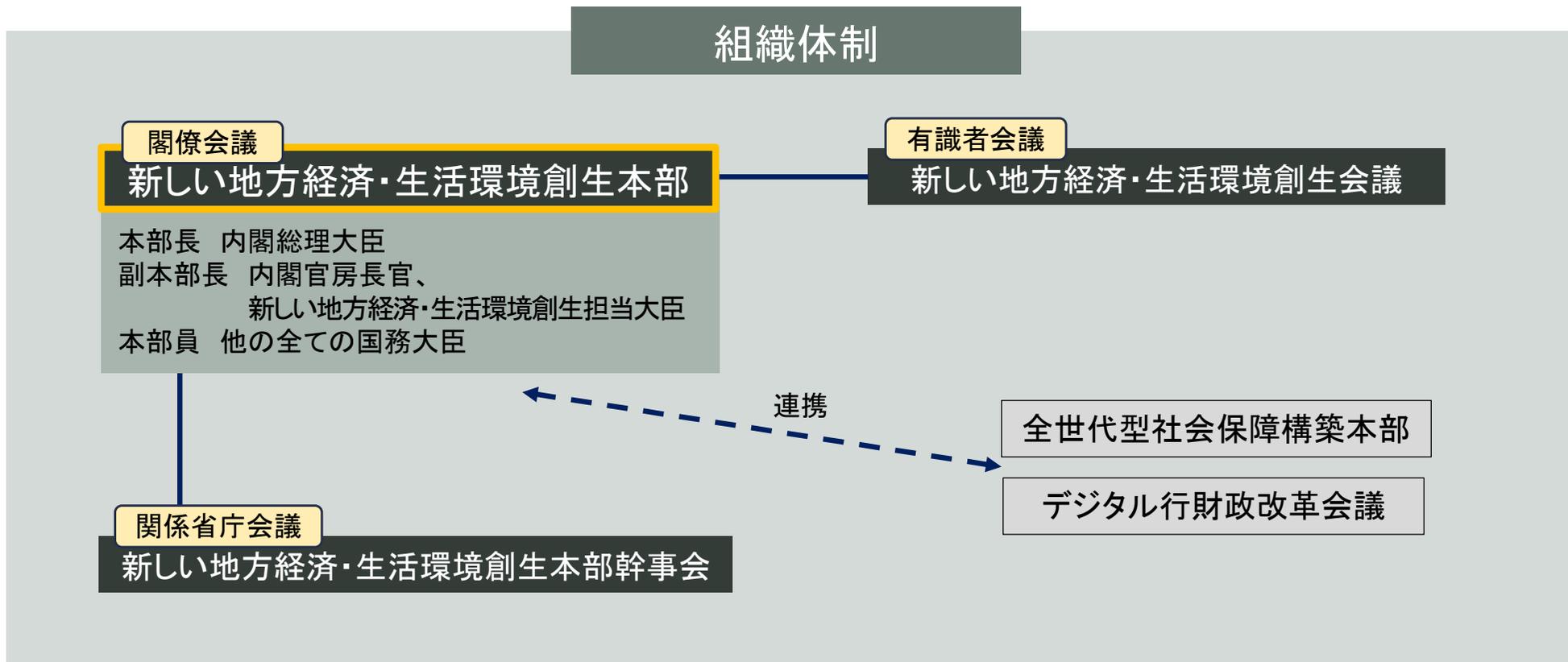
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
令和7年 1月

I	地方創生2.0についてP03
II	地方創生2.0に向けた施策P10

I 地方創生2.0について

新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）について

- ・「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。
- ・まずは、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論を進める。



地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

令和6年12月24日
新しい地方経済・生活環境創生本部決定

「地方創生」を10年前に開始して以降、「まち・ひと・しごと創生法」の制定、政府関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれたことは大きな成果である。一方、こうした好事例が次々に「普遍化」することはなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。

好事例の普遍化は、なぜ進まなかったのか。自治体は、国－都道府県－市区町村という「縦」のつながりのみならず、他の町といった「横」の関係をあらためて意識することが必要ではないか。各地域において、学生などの若者も含めて、「産官学金労言」の関係者が、「女性や若者にも選ばれる地域」となるため、自ら考え、行動を起こすことが必要ではないか。その際、RESASなどを活用した客観的なデータの分析も重要ではないか。

明治維新の中央集権国家体制において、「富国強兵」のスローガンの下で「強い国」が目指され、戦後、敗戦からの復興や高度経済成長期の下で「豊かな国」が目指された。こうした中、特に東京が首都となって以降、効率的に資源を集積するかたちで、東京圏への一極集中が進んできた。世界に大都市圏が多くある中で、極端に一極集中の国は日本と韓国のみであるとも言われている。

一方、国民の持つ価値観が多様化する中で、多様な地域・コミュニティの存在こそが、国民の多様な幸せを実現する。そのためには、一人ひとりが自分の夢を目指し、「楽しい(※)」と思える地方を、民の力を活かして、官民が連携して作り出していく必要がある。「都市」対「地方」という二項対立ではなく、都市に住む人も、地方に住む人も、相互につながり、高め合うことで、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現する。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。このため、

- 一極集中をさらに進めるような政策の見直し、
- 持てるポテンシャルがまだまだ眠っているそれぞれの地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化、
- 若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化、
- 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化
などに取り組む。

こうした「地方創生2.0」の目指す先をこの「基本的な考え方」で確認し、「地方創生2.0」を起動させる。

(※) 2025年大阪・関西万博の開催を迎える中、1970年大阪万博に参画された堺屋太一氏の最後の著書「三度目の日本 幕末、敗戦、平成を越えて (祥伝社新書)」を参考としている。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- 我が国の成長力を維持していくためには、**都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会**を創っていく必要。
- 特に、**人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築**は待ったなし。
- 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、**日本の活力を取り戻す経済政策**であり、**多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策**であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- それぞれの地域の「楽しい」取組が広がっていくよう、**次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。**

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないかな。
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないかな。
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないかな。
- 産官学労言の「意見を聞く」にとどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないかな。

など

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・ 人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・ 地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより若者・女性の地方離れが進行。
- ・ 買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化 など

●地方にとって追い風となる変化

- ・ インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、産品・サービスを求める外国人の増加
- ・ リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまで十分には活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかったDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的KPIを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

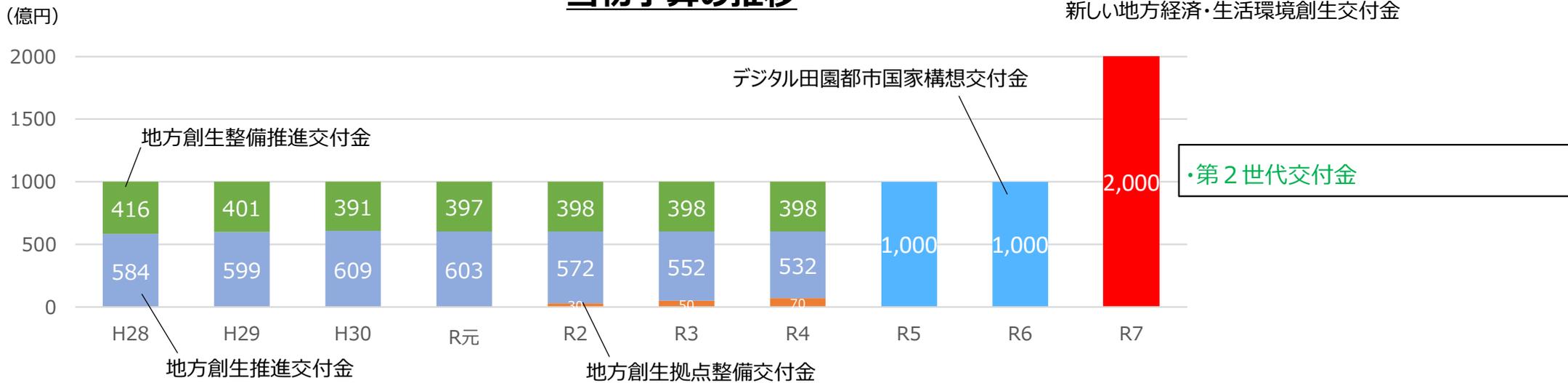
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

Ⅱ 地方創生2.0に向けた施策

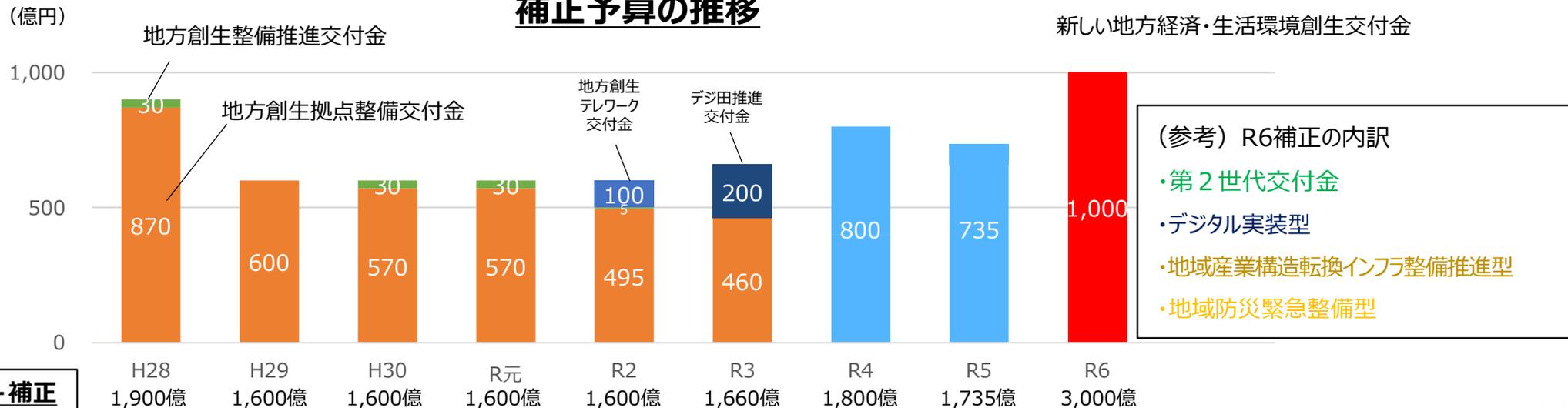
地方創生交付金の推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初案：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金について

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。



国も地方も、省庁毎・部局毎に施策を考え、各々が個別に事業を実施

- 他の補助金を併用している事業：15%

ハード+ソフト事業の一体的な事業についても、一本の申請で受け付け



評価から改善につなげる取組みが不十分

- 効果検証の実施：96% → 改善：15%

PDCAサイクルの実効性を強化



交付金を活用「できている」自治体と「できていない」自治体が存在

- 10年間一度も活用せず：227団体

小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポートする仕組みを検討

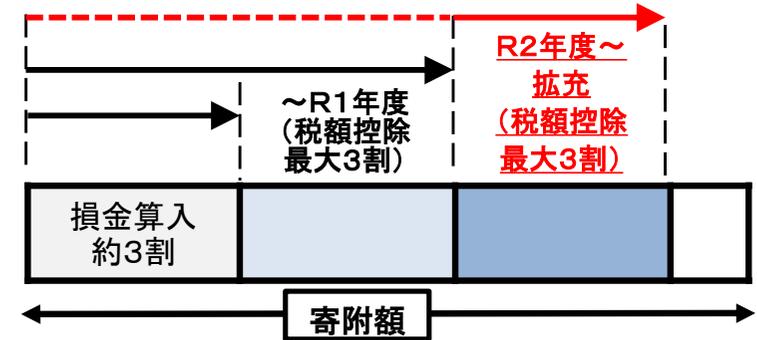


自ら考え、自ら行う地方創生 “いっしょにやろう” の実現



現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討

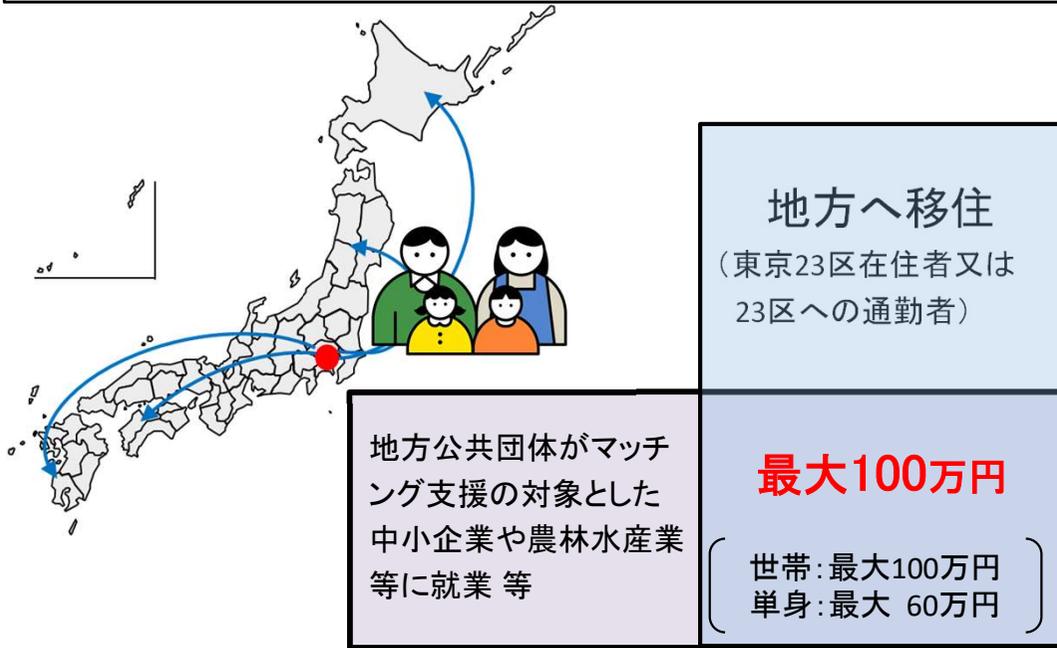
制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

要望結果

制度改善策を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間(令和9年度まで)延長する

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI

■東京圏^{※1}から地方への移住者 年間10,000人 (2027年度)

※上記は本事業 (地方創生移住支援事業としてのKPI)

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
①地域の中小企業^{※3}や農林水産業等への就業
②地域課題の解決を目的とした起業^{※4}
③テレワークにより移住前の業務を継続^{※5}
等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある
※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合
※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川 (条件不利地域^{※2}を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村 (政令指定都市を除く) 等

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋】（令和5年12月22日閣議決定）

地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,315市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6拡充】
 - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】
 を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
 ②地方に移住する際に要した移転費 ※就職して1年以内に申請
 ※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
 ※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
 ※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,315市町村（R6.12）
 （奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<2025年度始めに就職する場合>（「2024年度卒業・終了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）を参考としたイメージ）



（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体数：47都道府県・816市区町村(R6.6)※全都道府県が実施

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
 ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

二地域居住について

国土交通省国土政策局地方政策課

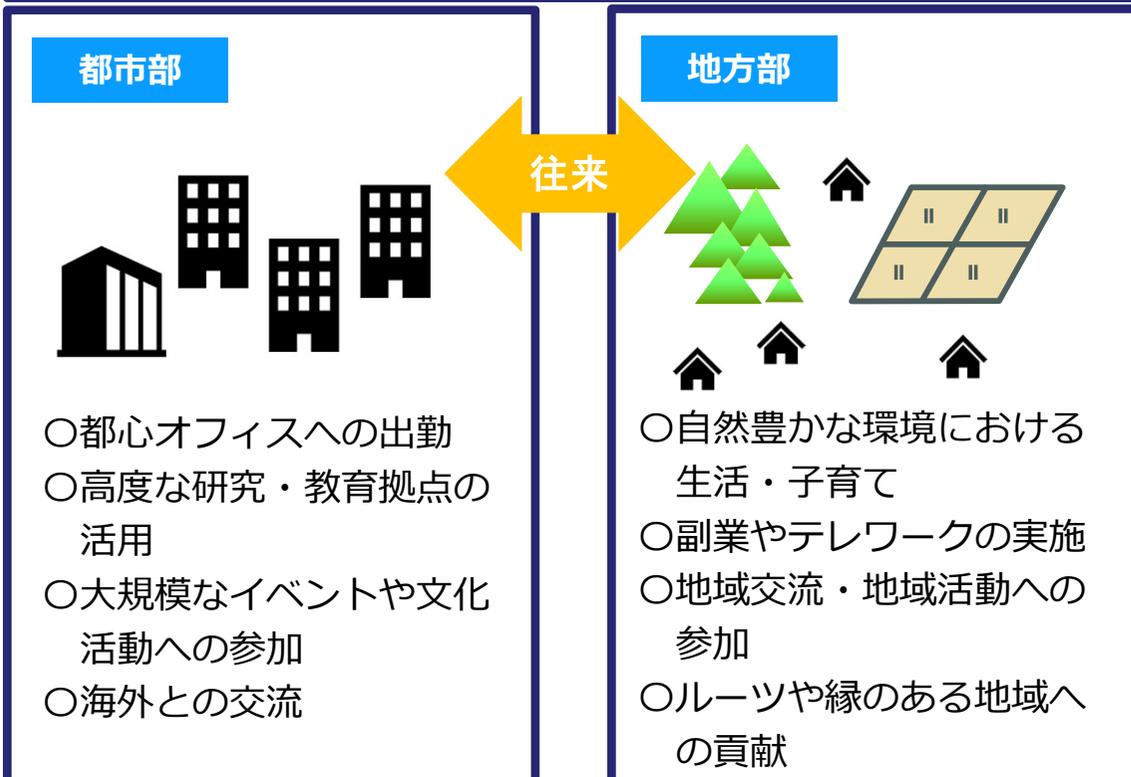
二地域居住等の促進について

令和7年1月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本を活用**し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。

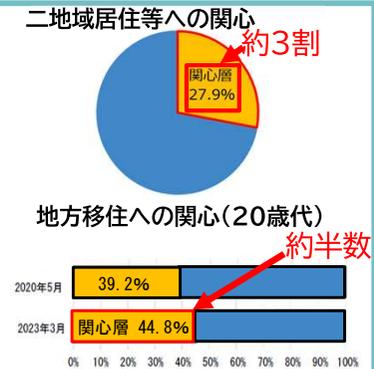


※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

<p>新しい体験・多様な体験</p> <p>都市でも地方でもそれぞれの地域の良さを享受できる新たな出会いや体験が待っています</p>	<p>新たなコミュニティに参加</p> <p>今までいた場所では出会えなかったコミュニティに参加できるかもしれません。多様な趣味のサークルやご近所づきあいなど貴重な人や場とのつながりが身近に。</p>
<p>働き方・暮らし方・生き方の充実や実現</p> <p>自身の志向や感性に応じて時間や場所を選択する生活スタイルの可能性があります。地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーなどを日常的にもっと味わうことが可能になり、充実した生活を営めます。</p>	<p>地域に必要とされる存在・自己実現</p> <p>自身の趣味や特技、培った経験を多様な地域で発揮することで、その地域の助けとなるとともに、やりがいや生きがいにつながります。</p>
<p>災害時等のいざというときの避難場所として</p> <p>日本はいつ災害に見舞われるか分からない災害列島です。二地域居住をしていれば、いざというときに住み慣れた地域へ避難することができます。</p>	<p>将来の移住に向けて</p> <p>現在の拠点を残しながら、別の地域での生活をお試し。移住に比べて、かかわりを残しながら、新たな生活スタイルを取り込めるのが良いところ。</p>

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

二地域居住の促進に向けた取組イメージ



二地域居住促進のための主な予算案(R7年度当初予算案)

分野	予算(項目)	内容	R7予算要求
住まい	空き家対策総合支援事業	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	7,900百万円
	空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)		社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)		
なりわい(仕事) コミュニティ	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	特定居住促進計画区域内でのコワーキングスペース等の整備に対する個別補助を創設(R6年度より)	130百万円
	地域の人事部支援事業(経産省)	支援要件の一つとして特定居住支援法人の取組であることを追加	300百万円
インフラ	広域連携事業(社会資本整備総合交付金)	交付金の対象に、二地域居住等の拠点施設に関連した都道府県による基盤整備を追加	社会資本整備総合交付金 608,930百万円の内数
観光	第2のふるさとづくりプロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	新たな交流市場・観光資源の創出事業650百万円の内数
地域交通	共創・MaaS実証プロジェクト	特定居住促進計画に関連した申請案件について連携	地域公共交通確保維持改善事業27,399百万円の内数
地方創生	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(内閣府)	二地域居住の促進に資する取組について重点的に支援	200,000百万円の内数
農山漁村	農山漁村振興交付金(農水省) ・ 地域資源活用価値創出対策 ・ 中山間地農業推進対策のうち農村RMO形成推進事業	特定居住促進計画区域内における取組を重点的に支援	10,388百万円の内数

概要

二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、改正法施行後は特定居住支援法人等になり得るモデル的な先行事例として、R6年度は以下の9件の取組を採択し、支援を実施

【厚沢部町二地域居住コンソーシアム（代表団体：厚沢部町）】

北海道厚沢部町

保育園留学における二地域居住向けの対応の一元化と窓口設置、住まい・仕事・コミュニティに関するサービスにおけるDX化の要件検証

【株式会社perch 新潟県佐渡市】

「学び」→「実践」→「共有」の循環型体験学習プログラムを提供

【三重・松阪・香肌二地域居住推進プロジェクト（代表団体：三重県）】

三重県松坂市

二地域居住等における子育て環境の整備およびコーディネーターの育成

【合同会社KAZAMI】鹿児島県奄美市

二地域居住や移住等を見据えた「新しい働き方」創出とマッチングへの取組

【株式会社ワイズスタッフ】北海道北見市

中長期滞在を通じた、保育園送迎や地域産業とのマッチングに向けた体制づくりのための取組

【特定非営利活動法人高田暮舎】岩手県陸前高田市

「アーティスト・イン・レジデンスプログラム」による、若手アーティストや美大生等を対象とした二地域居住等の実証

【ミテモ株式会社】長野県塩尻市

シビック・イノベーション拠点スナバのコミュニティ・ゲートウェイ機能の体系化のための実証調査

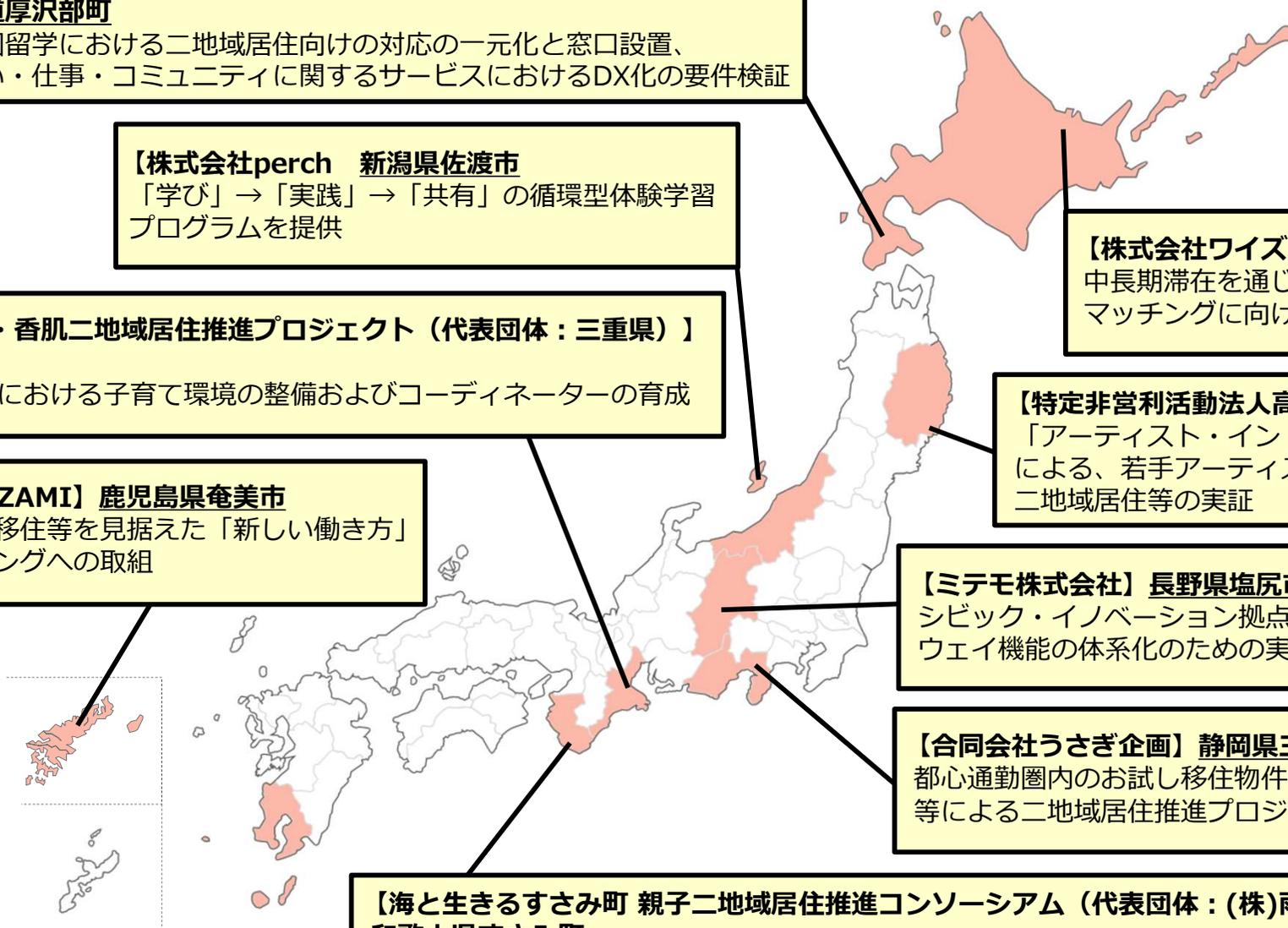
【合同会社うさぎ企画】静岡県三島市・長泉町

都心通勤圏内のお試し移住物件×ビジネス接点×モビリティ等による二地域居住推進プロジェクト

【海と生きるすさみ町 親子二地域居住推進コンソーシアム（代表団体：(株)雨風太陽）】

和歌山県すさみ町

一時預かり制度・区域外就学制度を活用した未就学・就学児一体での教育環境整備、モデルツアーを通じた来訪・受入側双方の住まい・コミュニティに関する要件調査



二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「8. 具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

●二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

・高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

●地域における生活環境の整備

・地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

●二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

・二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月）の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024（抜粋）

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

（令和7年度予算案：10百万円）

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

（令和6年度補正予算案：300百万円・令和7年度予算案：10百万円）

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

（令和6年度補正予算案：100百万円）

- ・官民共創による取組を加速化するため、官民のマッチング機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。（HPの機能強化、イベント開催、啓発パンフレットの作成 等）

○二地域居住等の促進にあたっては、二地域居住等に伴う交通費、滞在費等の諸費用への支援、地域交通、医療・福祉、子育て・教育等の地域における生活環境の整備、二地域居住先での納税や住民票等の地域への関わりの環境整備などが、今後の更なる課題となっており、中長期的な検討が必要である。

○中長期的な課題の解決に向けた実証的なモデル事業をハード・ソフト一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。

【支援対象例】

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の制度面・手続き面の課題に対する実証や環境整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額（※上限額は2000万円）

・実証実施に要する経費

1 / 2

※事業が複数年度にわたる場合も事業実施可能

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立（地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組）
- 5者（官3、民2）が共同代表（任期1年）となり、全国979の団体（官：730／民：249）が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞（令和7年1月1日時点）

○地方公共団体 730団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 685団体

○関係団体、民間事業者等 249団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省

共同代表（5者）

任期1年

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



資料名	策定期期	URL	QRコード	概要
地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブック（第4版）	令和6年7月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001752009.pdf		自治体での施策や事例等を交え、各自治体が抱える課題を解決する上での一助となるもの
二地域居住等促進のための広活法運用ガイドライン	令和6年11月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769193.pdf		地方公共団体において広活法の円滑かつ適正な運用が図られるよう、国の考え方や運用に当たっての留意点等を示すもの
特定居住支援法人の指定の手引き	令和6年11月	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf		各市町村が支援法人の指定等を行うに当たっての基本的な考え方や審査の基準を含む事務取扱要綱（例）を示すことで、各市町村における業務の適切な実施の一助となることを期待するもの

**二地域居住・関係人口に係る
特別交付税措置について
(移住・交流ガーデンの活用促進含む)**

**総務省自治行政局地域政策課
総務省自治行政局地域自立応援課**

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

情報発信

- ★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
- ・相談会、セミナー等の開催に要する経費
- ・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
- ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
- ・ワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
- ・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
- ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費（※1）等

相談窓口の設置

- ★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
- ・地域内の相談窓口の設置に要する経費
- ・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

コーディネーターによる支援

- ★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
- ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
- ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
- ・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
- ・地域留学の支援（※4）等

きっかけづくり

- ★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・ワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※2）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居住意識動向の調査に要する経費 等

受入環境の整備

- ★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）（※3）等

（※1）二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

（※2）民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が実施主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

（※3）二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

（※4）地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

（※5）二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

移住・交流情報ガーデン（H27.3～）

令和7年度当初予算額（案）：100百万円
（令和6年度当初予算額：93百万円）

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や**相談**について**ワンストップ**で対応する窓口である「**移住・交流情報ガーデン**」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- **関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140
令和5年度	7,834	5,247	166

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



（移住フェアの様様）



（移住相談ブース）



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

地域おこし協力隊について

総務省自治行政局地域自立応援課

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、**JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
 ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R6→R7）

1. 報償費等の措置上限額を引上げ

○隊員の活動に要する経費のうち報償費等について、特別交付税措置の上限を引上げ

【R6】320万円/人⇒【R7】350万円/人

2. 募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

○隊員・地域住民・自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、特別交付税措置の上限を引上げ

（例）地域住民への制度説明会、協力隊の活動団体に対する研修に要する経費等

【R6】300万円/団体⇒【R7】350万円/団体

3. JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

○JETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員の募集・受入】

赤字は令和7年度の拡充部分

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／団体を上限^(※1)、1.2万円／人・日を上限^(※2)
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費
- ④ 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費(道府県のみ)：200万円／団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
・報償費等…350万円
・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／団体を上限
- ⑦ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費(道府県のみ)：100万円／団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/人を上限
・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている(デジタル田園都市国家構想総合戦略)。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

新規又は追加で協力隊を募集しようとする自治体を対象に、募集案件の組成から要項の作成、受入れ体制の整備までを一貫して伴走支援する派遣パッケージを創設。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進!

地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業について

- 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有する「地域おこし協力隊アドバイザー」を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言等を行う。
- 地域おこし協力隊サポートデスク関係者、先進自治体職員、大学教授、地域おこし協力隊OB・OG等の有識者にアドバイザーを委嘱。
- アドバイザーの派遣は、原則として、連続する2日間以内、支援時間数の合計は10時間以内（ただし、最大7時間/日）。
 ※昨年度より支援時間数をより延長（8時間→10時間へ）するほか、派遣自治体数も増やす予定（50団体→100団体程度へ）。

1. 派遣の流れ



2. スケジュール

時期	内容
6月	アドバイザーリストの公表 派遣申請の受付開始
随時	派遣申請の受付～派遣
2月末	アドバイザーの派遣完了

3. 令和5年度事例紹介

	北海道安平町	千葉県芝山町
課題	・観光や教育分野では応募があるものの、公共交通分野や介護福祉分野などにおいては募集を行っても、 <u>応募がなかなか得られていない</u> こと。	・地域おこし協力隊を新たに活用するにあたり、 <u>募集から決定までの進め方</u> のほか、効果的な募集方法や、派遣団体との調整などについて整理する必要があること。
助言内容	・募集情報の発信方法の見直しについて重点的に助言。	・地域おこし協力隊を活用して、新たな地域づくりを進めていくにあたっての <u>必要な目的意識</u> について助言。
成果	・これまで応募が得られていなかった公共交通分野や介護福祉分野においても応募者が現れ、 <u>令和6年度から着任予定</u> 。 （その他の分野では、募集枠を超える応募につながったものもあり）	・ <u>令和6年度から地域おこし協力隊の受入れ開始予定</u> 。 ・今後、町がおかれた特性およびその強みを活かした地方創生のかたちをしっかりと固めた上で、それに則った外部人材の活用を考えていく。

自治体の受入れ事例

- 地域おこし協力隊の活動分野は様々。以下に示す活動事例以外にも、自治体の創意工夫によって様々な活動を行うことが可能。
- 具体的な活動内容は、「地域おこし協力隊全国ネットワーク」のホームページから検索できます。



【事例①】A市（人口3万人程度）

隊員数：5名（会計年度任用職員）

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 市場の魅力向上、特産品の情報発信 | 【観光・情報発信】 |
| ② 特産品の開発・プロモーション | 【商品開発・販売】 |
| ③ 観光資源である森林の保全・プロモーション | 【林業】 |
| ④ 文化財をいかした町おこし | 【文化財利活用】 |
| ⑤ 移住希望者への相談対応・プロモーション | 【移住定住促進】 |

【事例②】B市（人口20万人程度）

隊員数：8名（会計年度任用職員）

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 商店街の活性化（イベント企画） | 【コミュニティ活動】 |
| ② 伝統工芸の継承・商品開発 | 【事業承継】 |
| ③ 伝統工芸をいかした町おこし・魅力発信 | 【情報発信】 |
| ④ インバウンドの受入環境作り支援 | 【観光】 |
| ⑤ 特産品のプロモーション（イベント企画） | 【情報発信】 |
| ⑥ 市民の健康づくり・公民館活動 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑦ まちの魅力発信・プロモーション | 【情報発信】 |
| ⑧ 事業創出支援 | 【その他】 |

【事例③】c町（人口5万人程度）

隊員数：21名（業務委託）

各隊員が以下の活動を組み合わせつつ、それぞれの集落で活動

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 地域の農業支援 | 【農業】 |
| ② 農産物の販売支援 | 【商品開発・販売】 |
| ③ 里山保全、集落の機能維持 | 【コミュニティ活動】 |
| ④ 棚田の保全・魅力発信 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑤ 耕作放棄地の活用 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑥ 地域イベントの企画・運営 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑦ 特産品の開発・プロモーション | 【商品開発】 |
| ⑧ 地域観光資源のプロモーション | 【観光・情報発信】 |
| ⑨ 都市や他地域との交流事業（里山ガイド、農村体験等） | 【移住定住促進】 |
| ⑩ 空き家の利活用・移住コーディネート | 【移住定住促進】 |
| ⑪ 高齢者支援（高齢者サロン、スマホ講座の実施等） | 【コミュニティ活動】 |
| ⑫ 市民の健康づくり（スポーツ教室など） | 【コミュニティ活動】 |

第8回 地域おこし協力隊全国サミット

第8回
**地域おこし協力隊
全国サミット**

2025年2月9日(日) 東京ミッドタウンホール

**あらたな出会いが
未来をつなぐ**

地域移住、地域おこし協力隊に
興味のある方はぜひご参加ください。

参加無料
事前予約が
必要です。

開催概要

開催日 2025年2月9日(日)

時間 12:00~17:00 (12:00開場)

プログラム ステージ/ブース展示/交流会

会場 東京ミッドタウンホール ※サミットエリアのオンライン配信有

備考 参加無料。事前予約が必要です。

お申し込みはこちらから



2025
1/29
WED
19:00~20:30

事前参加型オンラインイベントも開催!!
なる前に知っておきたい! 「わたし」にあった地域の出会い方

全額サミットとセットで
ご参加ください!

第8回 地域おこし協力隊全国サミット プログラム

ステージプログラム

13時間会：サミットエリア

基調講演/ライフスタイルの
ブランド化による地方創生

～おためし協力隊のススメ～
一般向け講演/地域おこし協力隊の選び方



加藤 真由子 氏
株式会社まちづくりカンパニーシーネットワーク代表
東京大学まちづくり大学院非常勤講師/都市計画家
住民主体のまちづくりを推進する専門家。高松丸亀町商店街再開発事業、長浜まちづくり、川崎磯崎町町おこし、参員まちづくりとして石巻、地方創生小泉推進課を再開発推進などの実績。



後藤 大夢 氏
株式会社LFULL 地方創生統括部 地方創生推進ユニット
LOCAL MATCH グループ 総務省地域力創出アドバイザー
東山と藤井市の2つのまちをしながら、地域課題を事業
にて解決する人材を育てるため、全国各地にて地域おこ
し協力隊の運営から新任後の育成までをワンストップで
行う様々な事業を展開。

取組事例紹介・パネルディスカッション/
地域おこし協力隊運用の三方良しについて

事例紹介：宮城県美里町 茨城県櫻川町 鳥取県松江市

パ
ネ
リ
ス
ト

田口 太郎 氏
徳島大学大学院教授

橋本 美奈 氏
わかやま地域おこし協力
ネットワーク代表
和歌山県由良町地域
おこし協力隊経験者

中村 菜由 氏
一般社団法人ちりり事務局
群馬県片岡町地域
おこし協力隊経験者

展示プログラム

12時間場：イベントエリア

地域おこし協力隊・
自治体ブース/企画ブース



「地域おこし協力隊」の運営職員等が出展
する「地域おこし協力隊・自治体ブース」と、
企画ブース、自治体職員や職員とのリアル
な情報交換を行います。

隊員や自治体の手掛けた地元の工芸から
グルメまで!ふるさとCraftersマーケット



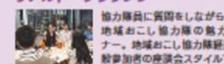
各地域で活動する隊員が携わる工芸
品や地域の特産品、グルメ等を一
に集めたマーケットスペースを配置し
ます。

地域の魅力発見!
自治体 PR ステージ



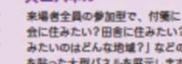
ブース出展団体による、PR ス
テージを実施。ブース来場者
以外にステージを通じての自治
体のPRを行っています。

協力隊員による地域おこし協力隊
リアルトークラウンジ



協力隊員に質問をしながら、交流を通じて
地域おこし協力隊の魅力を感じるコー
ナー。地域おこし協力隊経験者と隊員の一
般参加者の対談スタイルで実施します。

「わたしプロフィール」
大型パネル



本場者全員の参加型で、付箋に「10年後あなたは都
会に住みたい?田舎に住みたい?」「10年後自分が住
みたいのはどんな地域?」などのテーマに沿った書き
を貼った大型パネルを展示します。

現役協力隊・経験者、自治体職員、都道府県ネットワーク向けの個別交流会も開催! /

交流会プログラム

14時45分開場：個別交流エリア

<p>テーマ【空き家】</p> <p>講師 長谷川 竜也 氏 株式会社美里町 隊員経験者 一般社団法人 TORCH 理事</p>	<p>テーマ【IT】</p> <p>講師 寺田 伊織 氏 岡山県笠岡市 隊員経験者 株式会社 kakunX 代表取締役</p>	<p>テーマ【ツビエ】</p> <p>講師 佐藤 竜也 氏 鳥取県松江市 隊員経験者 合同会社式谷川 代表社員</p>	<p>テーマ【農業】</p> <p>講師 山田 豊 氏 青森県豊田町 隊員経験者 株式会社 橋本</p>
<p>テーマ【隊員探訪】</p> <p>講師 谷川 雄 氏 鹿児島県豊後町 副隊員(3年目)</p>	<p>テーマ【地域コミュニティ】</p> <p>講師 高橋 泰 氏 福井県福井市 隊員経験者 合同会社ノカテ 代表社員</p>	<p>テーマ【観光】</p> <p>講師 大原 将也 氏 徳島県四国中央市 副隊員(3年目)</p>	<p>テーマ【関係人口】</p> <p>講師 田中 順子 氏 三重県熊野市 隊員経験者</p>

地域活性化起業人について

総務省自治行政局地域自立応援課

地域活性化起業人

① 企業派遣型 (H26~)

② 副業型 (R6~)

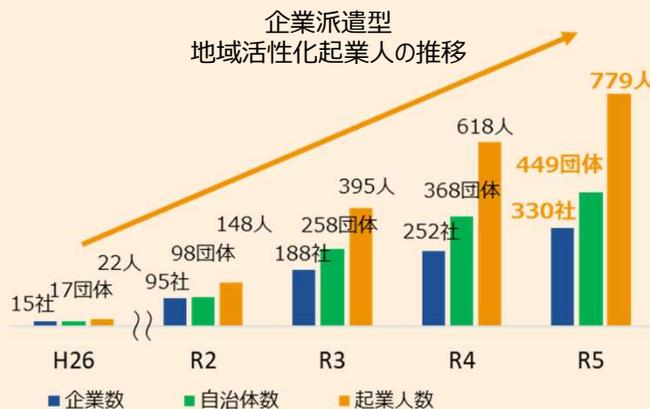
※ H26~R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、
民間企業としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

地方公共団体

(対象：1,432市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員個人

民間企業

(三大都市圏に所在する企業等)

【① 企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（上限200万円／人）
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
 - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
 - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

特別交付税措置

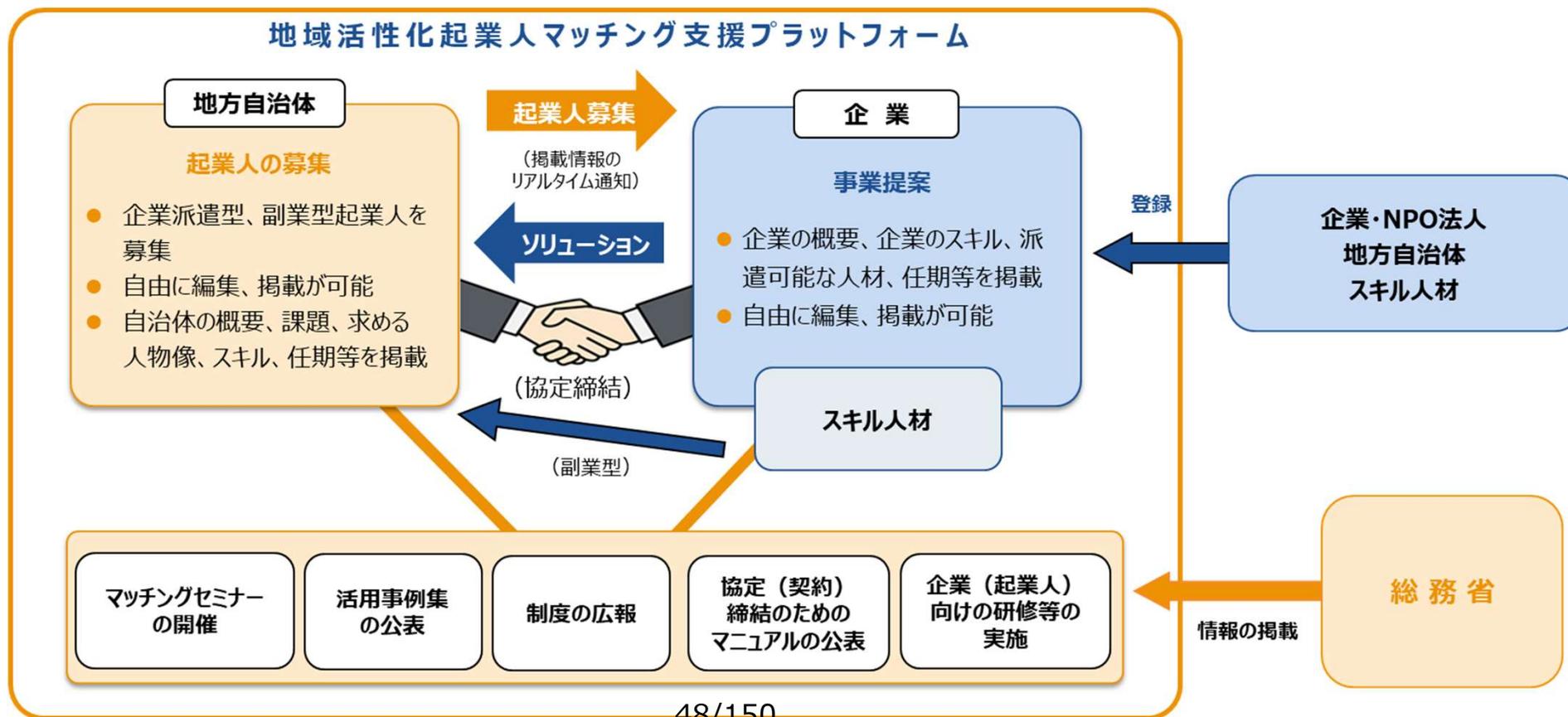
起業人（企業派遣型）の受入れに要する経費 上限額 R6 560万円／人

→ R7 590万円／人 等

地域活性化シニア起業人の受入れに要する経費 上限額 200万円／人（副業型と同じ）

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるように、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R5年度補正予算で、**三大都市圏の企業約5万5千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約1万3,000社**から返信があり、そのうち、**約3,000社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



ふるさとミライカレッジについて

総務省自治行政局地域政策課

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（1）デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、**女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る**。デジタルの力を活用して地方創生を加速させるとともに、行政区域にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成や地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。

地方創生 10 年の取組と今後の推進方向（令和6年6月10日）（抄）

2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向

【課題】

東京圏への過度な一極集中については、まち・ひと・しごと創生法が公布・施行された2014年における東京圏への転入超過数は約10.9万人であったが、その後、東京圏への人の流れが強まり、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年には約14.6万人となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、2020年には約9.8万人、2021年には約8万人まで減少したが、2022年は約9.4万人、2023年は約11.5万人となるなど、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。**特に、進学や就職を契機として10代後半及び20代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著である。**（略）

【取組方向】

地方への人の流れを力強いものにするため、これまで進めてきた地方移住、企業の地方移転、地方への国内投資の促進、地方大学・高校の魅力向上等については一層効果的に取り組むとともに、テレワークを活用して地方の課題解決を図る官民共創の取組も充実させる必要がある。**さらに、東京圏への一極集中の主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者の人生設計において地方での生活が選択されるよう、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実、アンコンシャス・バイアス（性別による無意識の思い込み）の解消等、女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要がある。**（略）

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

内閣官房
新しい地方経済・生活環境
創生本部事務局作成資料

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

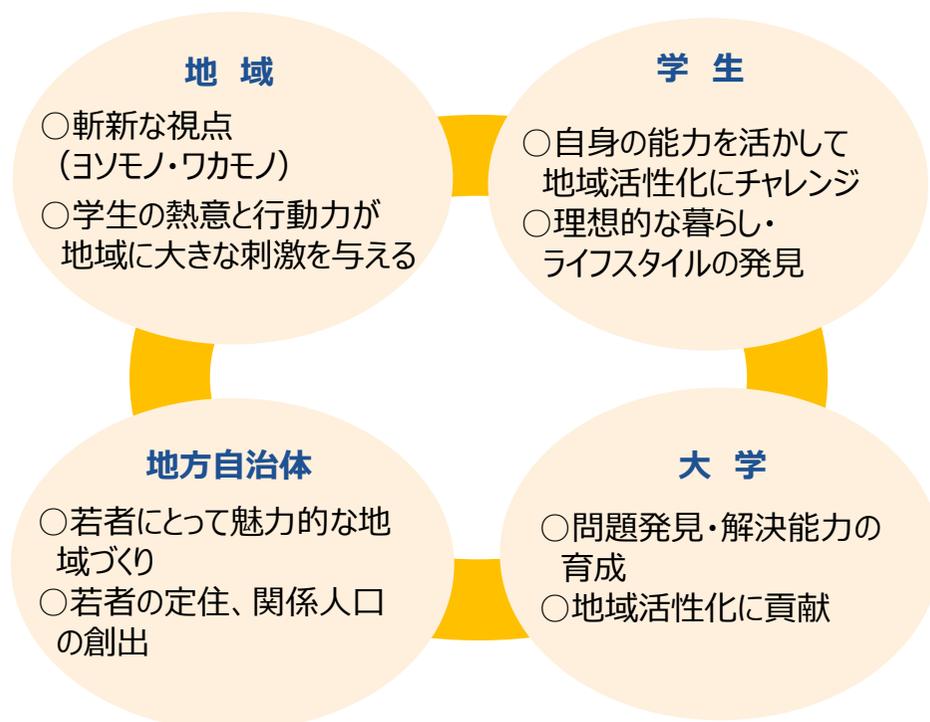
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

令和6年度補正予算額：280百万円（新規）

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～



<現状と課題>

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
 - ・ 地方自治体・地域・大学・学生間のプロジェクト効果の認知不足
 - ・ 大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
 - ・ 大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

<事業概要>

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
 - ・ 先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
 - ・ 自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円

※1/23（木）～3/28（金）第一次公募開始中。
[（URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraiikarejji.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraiikarejji.html)
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
 - ・ ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円



地域・地方自治体と大学・学生との連携事例①

地域コミュニティの
活性化

×

全国3大学

【新潟県南魚沼市】

○大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしるを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。

- 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
- 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
- 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空家活用等

×

全国8大学

【岐阜県中津川市】

○建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例②

地域コミュニティの
活性化

×

全国15大学

【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点



ため池フロートソーラー発電所

ふるさとミライカレッジの各主体の課題、解決手法について

	大学と連携した地域課題解決プロジェクトの必要性	課題	解決方法
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> 若者にとって魅力的な地域づくりのためには、地域の有力者や年配者の意見だけでなく、若者の意見を十分に採り入れた地域づくりが必要だが、若者が地域にいないため、若者を呼び込む必要 地域課題の解決のため大学の知見や大学生の担い手としての活用が必要 将来的な地域の担い手として、移住者・関係人口を増加させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した地域課題解決プロジェクトの実施のためには、地方自治体が大学・地域との間の調整（目的意識の共有）、プロジェクト実施に係る予算の確保等の役割を担う必要があるが、取組の効果について認知度が不足 関心はあるが大学へのアプローチの方法がわからない プロジェクト実施のノウハウ・マンパワー不足 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上）、マッチング支援 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社への業務委託等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
地域		<ul style="list-style-type: none"> 地域側の目的意識がなく（地方自治体の関わりがなく）大学の依頼に基づいて受け入れているケースが多く、成果が地域に還元されていない（学生の体験学習に留まっている）。このため、受入れ疲れにより取組が継続しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体との共同実施 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域コミュニティのキーマンとの交流（意識改革）、体験学習時に移住・関係人口化につながる機会を提供、提案ではなく課題解決の共同実施等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
学生	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏に住む若者の持続可能な地域づくりに貢献したい（56%）、地方暮らしにあこがれている（49%）という思いを実現する場がない ※トラストバンク調査（2023年） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決プロジェクトに参画する機会がない 旅費、宿泊費の負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した地域課題解決プロジェクトの拡大 プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上） 地方自治体による旅費等の支援
大学	<ul style="list-style-type: none"> 効果の高い教育手法として、課題発見・解決型の学習機会を拡大する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 受入れ地域の確保が難しい（受入れ可能な自治体がわからない（現状、先生の人脈頼み）） 先生の事務負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム・コミュニティ構築によるマッチング支援 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社代表を臨時講師として任用等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）

自治体調査結果（概要）①

（調査目的） 大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが全国的に広がらない背景を把握するため、地方自治体と大学等高等教育機関が連携した地域づくりの取組に関する状況を全国的に調査する。

（調査対象） 都道府県及び市町村

（調査期間） 令和6年9月9日～9月27日

（回答数） 1187/1803（約66%）

調査内容	回答
Q1 大学等高等教育機関（大学、高等専門学校）と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクト（別添の事例参照）を実施していますか。	<p>ア 実施している： 431自治体</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 160自治体程度 ・うち大学や企業が行う研究開発等に補助金を交付しているもの又は数日程度のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 270自治体程度 <p>イ 実施を検討している： 89自治体</p> <p>ウ 実施も検討もしていない： 610自治体</p> <p>エ その他： 57自治体</p>
Q2 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、取組に当たって予算を計上していますか。	<p>ア 予算を計上している： 252自治体</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち100万円以上の予算 80自治体 ・うち100万円未満の予算 172自治体 <p>イ 予算は計上しておらず、地域との調整等を行っている： 157自治体</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち自治体が非予算でフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 90自治体程度 ・うち地域内外の大学等が授業や地域貢献として行うフィールドワークに協力又は地域のまちづくりセンター等が行う地域課題解決プロジェクトに協力 70自治体程度 <p>ウ その他： 28自治体</p>
Q3 Q2で「ア 予算を計上している」と回答した貴自治体において、直近の実績として、連携先の大学等高等教育機関の名称、フィールドワーク等で受入れた大学生の人数も合わせて回答ください。	<p>4,931人（約11人/自治体）</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトに参画した学生の人数 1,300人程度（16人程度/自治体）
Q4 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、連携先となる大学等高等教育機関とはどのようにマッチングをしましたか。（複数回答あり）	<p>ア 大学等高等教育機関から地方自治体にアプローチがあった： 160自治体</p> <p>イ 大学等高等教育機関から地域のまちづくり関係団体等にアプローチがあった： 24自治体</p> <p>ウ 地方自治体から大学等高等教育機関にアプローチした： 139自治体</p> <p>エ 地域のまちづくり関係団体等から大学等高等教育機関にアプローチした： 20自治体</p> <p>オ その他： 97自治体</p>

自治体調査結果（概要）②

実施している（431自治体）

北海道（札幌市、室蘭市、釧路市、留萌市、美唄市、名寄市、千歳市、滝川市、富良野市、恵庭市、石狩市、森町、江差町、今金町、古平町、余市町、栗山町、沼田町、和寒町、天塩町、豊富町、湧別町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、様似町、音更町、新得町、幕別町、浦幌町、中標津町、標津町）

青森県（青森市、八戸市、つがる市、今別町、深浦町、鶴田町、野辺地町、六戸町、大間町、階上町）

岩手県（久慈市、陸前高田市、雫石町、紫波町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、一戸町）

宮城県（塩竈市、白石市、角田市、東松島市、大崎市）

秋田県（秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、東成瀬村）

山形県（米沢市、鶴岡市、寒河江市、尾花沢市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）

福島県（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）

茨城県（水戸市、日立市、石岡市、下妻市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、阿見町、八千代町）

栃木県（宇都宮市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、高根沢町、那須町）

群馬県（前橋市、安中市、みどり市、みなかみ町）

埼玉県（熊谷市、東松山市、草加市、新座市、八潮市、川島町、吉見町）

千葉県（船橋市、松戸市、市原市、我孫子市、君津市、八街市、南房総市、山武市、酒々井町、横芝光町、白子町、長柄町）

東京都（港区、新宿区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、足立区、昭島市、調布市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、西東京市、日の出町、奥多摩町）

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）

新潟県（長岡市、三条市、新発田市、燕市、糸魚川市、南魚沼市、阿賀町）

富山県（高岡市、魚津市、砺波市）

石川県（七尾市、小松市、珠洲市、野々市市、津幡町）

福井県（大野市）

山梨県（甲府市、都留市、山梨市、北杜市、上野原市、身延町、富士川町、道志村）

長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、茅野市、長和町、辰野町、天龍村、上松町、南木曾町、小谷村、小布施町、高山村、木島平村、飯綱町）

岐阜県（大垣市、高山市、関市、恵那市、土岐市、郡上市、下呂市、神戸町、揖斐川町、富加町、川辺町、七宗町、東白川村）

静岡県（静岡市、三島市、島田市、磐田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町、小山町、川根本町）

愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、高浜市、長久手市、東浦町、美浜町）

予算を計上している（252自治体）

北海道（札幌市、釧路市、名寄市、滝川市、恵庭市、石狩市、江差町、今金町、栗山町、沼田町、天塩町、湧別町、洞爺湖町、むかわ町、新得町、幕別町、中標津町、標津町）

青森県（今別町、野辺地町、階上町）

岩手県（久慈市、雫石町、岩泉町、田野畑村、普代村）

宮城県（塩竈市、白石市）

秋田県（秋田市、鹿角市、大仙市）

山形県（米沢市、寒河江市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）

福島県（福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）

茨城県（水戸市、日立市、石岡市、潮来市、神栖市、阿見町、八千代町）

栃木県（宇都宮市、栃木市、日光市、高根沢町）

群馬県（前橋市、みなかみ町）

埼玉県（熊谷市、新座市、川島町、吉見町）

千葉県（松戸市、八街市、南房総市、酒々井町、横芝光町）

東京都（港区、新宿区、世田谷区、北区、足立区、町田市、奥多摩町）

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）

新潟県（長岡市、三条市、糸魚川市、阿賀町）

富山県（高岡市）

石川県（小松市、珠洲市、津幡町）

福井県（大野市）

山梨県（上野原市、道志村）

長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、長和町、辰野町、南木曾町、小谷村、小布施町、木島平村）

岐阜県（大垣市、高山市、関市、土岐市、揖斐川町、富加町）

静岡県（静岡市、島田市、藤枝市、袋井市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町）

愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、刈谷市、豊田市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、長久手市）

三重県（桑名市、伊賀市）

滋賀県（長浜市、日野町）

京都府（綾部市、宮津市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町）

大阪府（岸和田市、吹田市、泉佐野市、寝屋川市、大東市）

兵庫県（姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）

奈良県（奈良市、御所市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村）

和歌山県（田辺市、紀の川市、有田川町、白浜町、北山村）

自治体調査結果（概要）③

実施している（431自治体）

三重県（津市、伊勢市、桑名市、伊賀市、木曾岬町、度会町、南伊勢町）
 滋賀県（長浜市、守山市、東近江市、日野町、多賀町）
 京都府（綾部市、宮津市、向日市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、与謝野町）
 大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、阪南市）
 兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）
 奈良県（奈良市、五條市、御所市、宇陀市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村、東吉野村）
 和歌山県（田辺市、紀の川市、有田川町、美浜町、白浜町、北山村）
 鳥取県（米子市、岩美町、八頭町、伯耆町、日南町、江府町）
 島根県（浜田市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、隠岐の島町）
 岡山県（岡山市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市、久米南町）
 広島県（呉市、府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
 山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島町、田布施町）
 徳島県（阿南市）
 香川県（高松市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、土庄町、綾川町、まんのう町）
 愛媛県（宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
 高知県（高知市、室戸市、香南市、大豊町、津野町、四万十町）
 福岡県（北九州市、福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、糸島市、那珂川市、久山町、東峰村）
 佐賀県（武雄市、みやき町、有田町）
 長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、壱岐市、五島市、雲仙市、長与町、時津町、川棚町、小値賀町、新上五島町）
 熊本県（熊本市、人吉市、玉名市、阿蘇市、山都町、苓北町）
 大分県（別府市、中津市、竹田市）
 宮崎県（宮崎市、綾町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町）
 鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、中種子町、天城町）

予算を計上している（252自治体）

鳥取県（江府町）
 島根県（浜田市、雲南市、奥出雲町、吉賀町）
 岡山県（岡山市、高梁市、新見市、久米南町）
 広島県（府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
 山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島）
 香川県（高松市、観音寺市、土庄町、綾川町、まんのう町）
 愛媛県（宇和島市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
 高知県（室戸市、四万十町）
 福岡県（福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、宗像市、糸島市、久山町、東峰村）
 佐賀県（有田町）
 長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市、時津町、川棚町）
 熊本県（熊本市、阿蘇市）
 大分県（中津市）
 宮崎県（門川町、諸塚村）
 鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、天城町）

【事業概要】

地方自治体が**大学等高等教育機関※¹と連携し、学生のフィールドワーク※²等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクト**のうち以下の内容を全て含むもの。

- ア **大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。**
- イ **若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。**
- ウ **具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。**

※ 1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※ 2 **学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動**

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ②提案者

【提案者】 次のア～ウに該当する都道府県及び市町村

ア **三大都市圏**（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。） **外の市町村**

イ **三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村**※1、**定住自立圏に取り組む市町村**※2又は**人口減少率が高い市町村**※3

ウ **都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）**とする。

なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトを提案すること。

なお地方自治体において、連携する大学等高等教育機関や学生等を広く募集することを妨げないが、年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトを提案すること。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

【提案する事業】 次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

- ア **単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。**
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、**継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクト**であること。
- ウ **学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）**であること。
- エ **学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。**
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等**に対して、地域の情報等を継続的に発信する**ものであること。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

【実証事業として実施すべき事項】 次のア～エの内容を全て実施すること。

- ア 地方自治体、地域、大学、学生団体との連携体制の検討・構築
- イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成
- ウ 計画に基づくプロジェクトの実践
- エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

【対象経費】 次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 連携する大学等高等教育機関や参加学生等の募集に要する経費
- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・ 参加者等の飲食に要する経費
- ・ 事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・ 本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

【選定方法】

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

【選定のポイント】

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する有効性

- ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくために効果的なものとなっているか。
- イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。
- ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。
- エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ 提案の内容が、令和7年度中に実施・完了が確実に見込まれているか。
- ク フィールドワーク等に実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

④本事業の遂行についての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき提案内容があるか。

委託契約及び事業スケジュールについて（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑥）

【契約の形態】

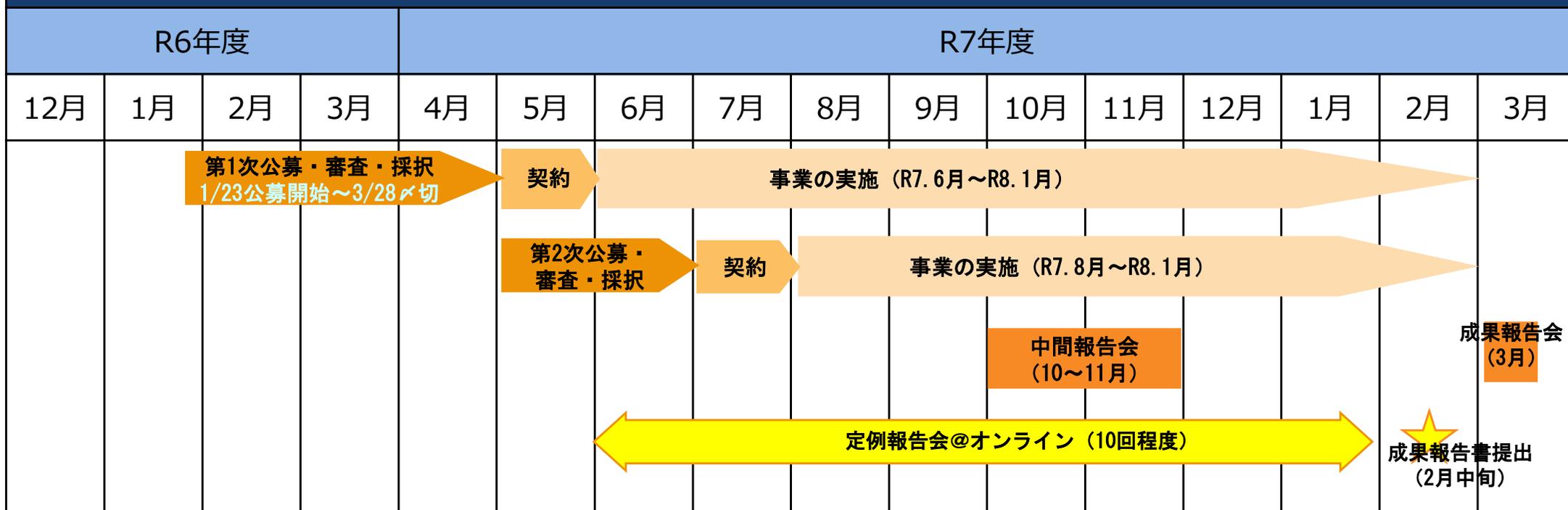
総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

【委託費の扱い】

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

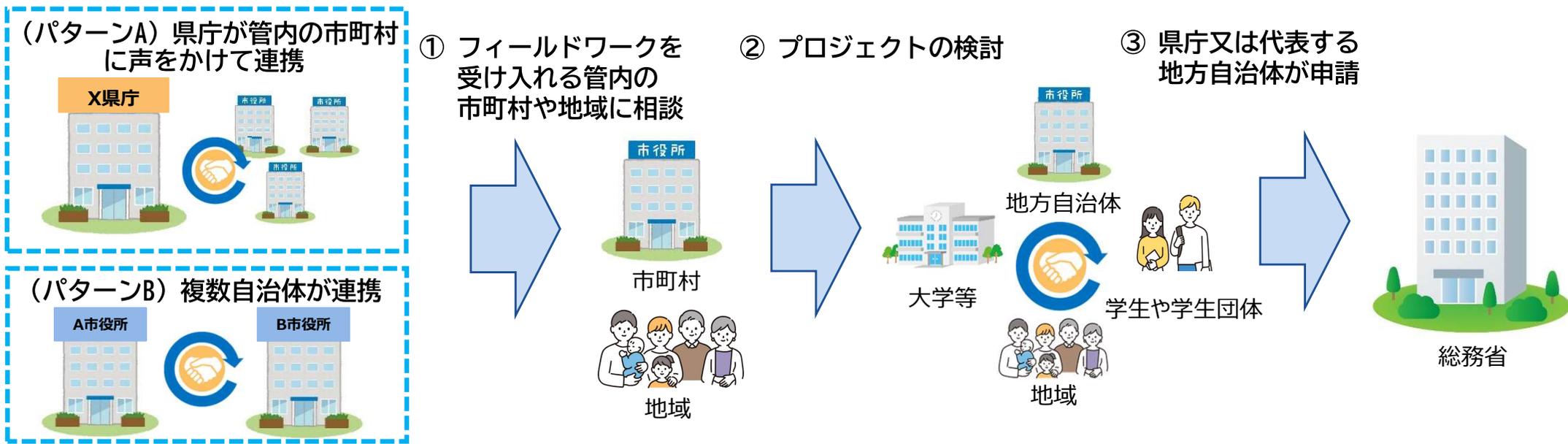
また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

事業実施スケジュール（想定）

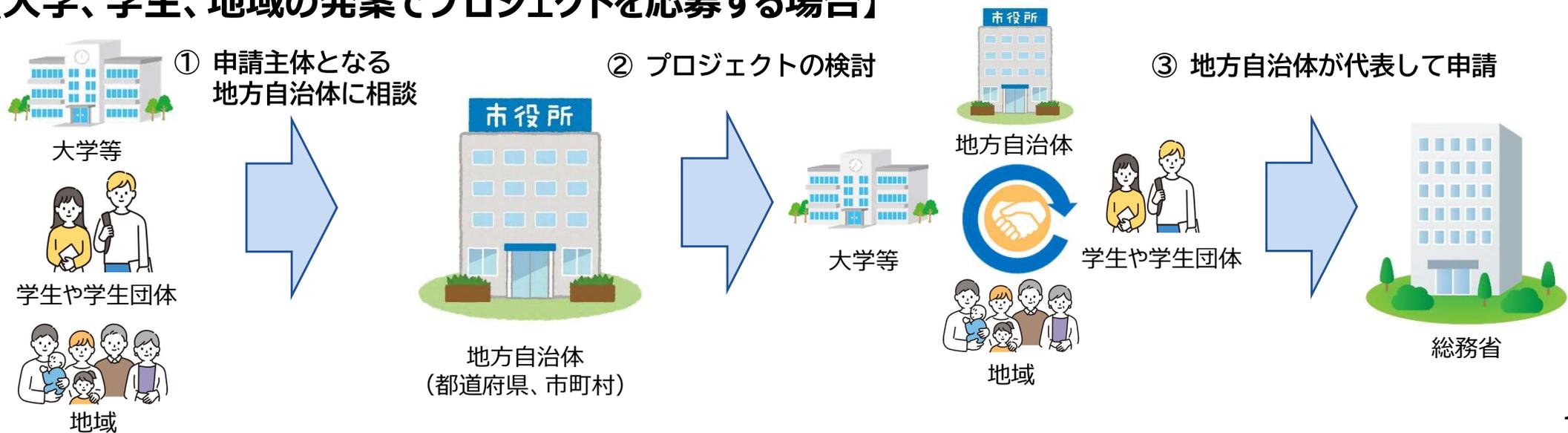


モデル事業の応募スキーム（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑦）

【地方自治体発案でプロジェクトを応募する場合】



【大学、学生、地域の発案でプロジェクトを応募する場合】



モデル事業公募に係るQ & A (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
①申請する事業の対象について	<p>モデル実証事業において、地方自治体が管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象となりますか。</p>	<p>対象となる事業については、本資料9pの【事業概要】をご参照願います。 なお、都道府県が申請主体となる場合、管内の基礎自治体や地元企業等が取り組む地域課題解決プロジェクトを補助金や交付金という形で支援する場合には対象外となりますが、申請するプロジェクトの中の個別プロジェクトとして、基礎自治体や地元企業等に再委託という形で支援をする場合には支援対象となります。(本資料9p【事業概要】及び11p【提案する事業】をご参照ください。)</p>
②申請者について	<p>申請者は地方自治体、あるいは大学等高等教育機関のいずれが申請しても問題ないのでしょうか。 また地方自治体は市町村のみが対象となるのでしょうか。</p>	<p>申請は、地方自治体が代表して申請していただきます。 なお、地方自治体は、連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを行う学生等を広く募集することができますが、当該年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトに申請していただく形となります。(本資料10p【提案者】及び16p【応募スキーム】をご参照ください。)</p>
③プロジェクトの構成員について	<p>プロジェクトの実施にあたり、複数の大学・地方自治体・地元企業と連携することは認められていますか。</p>	<p>プロジェクトの実施にあたり、ミニマムな構成員として、地方自治体と大学等高等教育機関の2者が連携することを想定していますが、複数の地方自治体や大学等高等教育機関、また地元企業との連携を妨げるものではありません。(本資料10p【提案者】及び16p【応募スキーム】をご参照ください。)</p>
④委託契約について	<p>委託契約は誰と誰が締結するのでしょうか。 また、再委託は認められるのでしょうか。</p>	<p>総務省大臣官房会計課企画官と受託者の代表者（知事又は首長）が契約を締結します。 また再委託契約は、その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができます。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできません。事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければなりません。なお、委託契約のうち、100%にならない範囲で再委託をすることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 再委託の金額が50万円を超えない場合 ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類 イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類 ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類 エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類 オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類 カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類
⑤地方自治体の予算措置について	<p>モデル実証事業において、地方自治体の財政負担はありますか。 また負担がない場合であっても、予算措置をする必要はありますか。</p>	<p>定額支援（上限1,000万円、10/10）となるため、地方自治体の財政負担はありません。 ただし、プロジェクトが採択された場合に、国（総務省）と委託契約を締結することから、歳入歳出予算を組んでいただく必要があり、事業スケジュールを考えると6月の補正予算までに組んでいただくのが良いのではないかと考えています。</p>

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと
- ・関係者が継続的に参画するものであること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること

※同一大学との同一プロジェクトに対する地方財政措置は3年間に限る。

対象経費

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額を加えた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）

過疎対策について

総務省自治行政局過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」(議員立法)に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。(全て全会一致により成立)

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。  現在の過疎関係市町村は**885団体**
(**全市町村の51.5%**)

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債** (令和7年度計画額 5,900億円 (充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ** (統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③ **税制特例** (所得税・法人税にかかる減価償却の特例)

※適用期限：令和9年3月31日まで (3年ごとに延長要望)

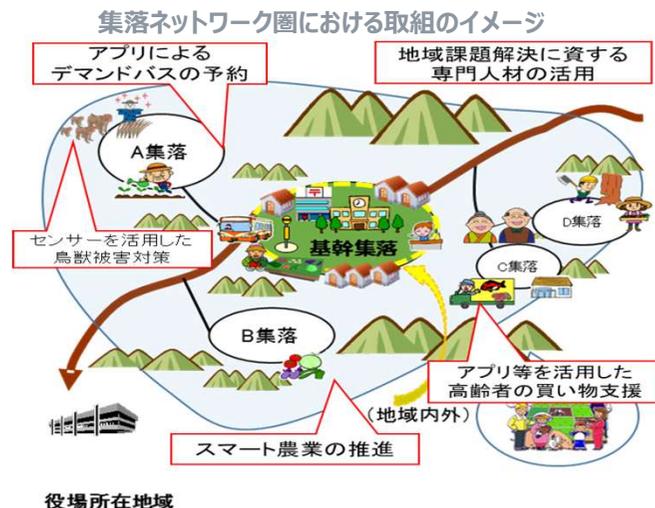
(2) その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金 (令和7年度当初予算額 8.0億円)

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)



【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象)

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		

2. 適用期限

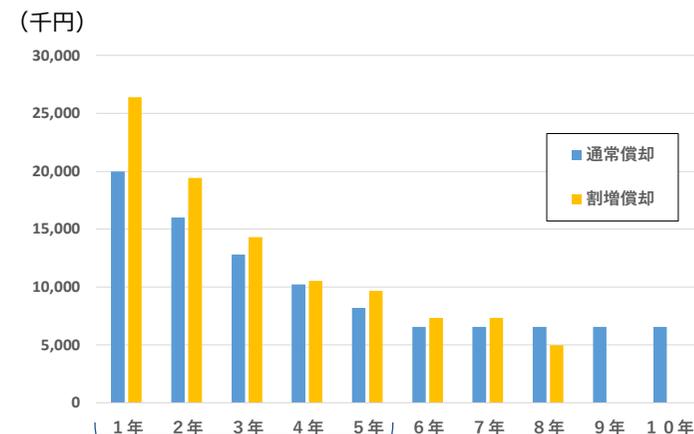
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



償却開始から5年間は割増償却を適用

過疎地域における地方税の減収補てん措置

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)

※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

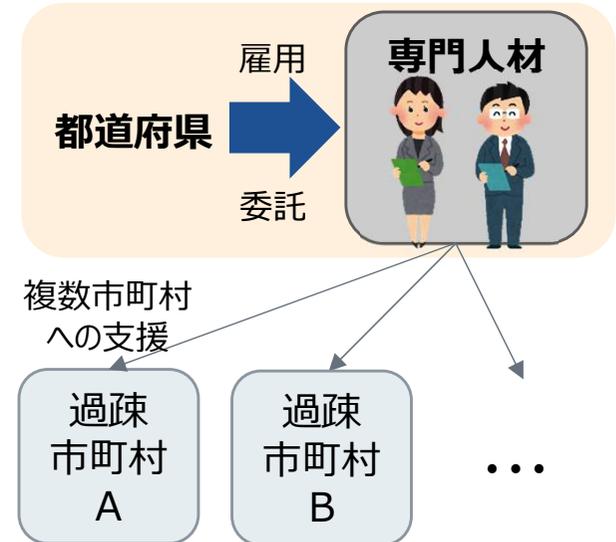
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

買物サービス確保について

総務省自治行政局過疎対策室

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など



- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

- 地元住民を社員とする一般社団法人が、
- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
 - 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



店舗設置の取組

- 地元スーパーの閉店にあたり、
- 地区振興協議会が、自治体からの支援を受けて、分庁舎内にスーパーを開設
 - 店舗の運営は、民間事業者に委託して実施



人口減少地域の郵便局等を活用した 行政サービス等の確保の推進について

総務省情報流通行政局郵政行政部企画課



総務省

人口減少地域の郵便局等を活用した 行政サービス等の確保の推進について

【令和7年1月30日】

総務省 情報流通行政局
郵政行政部企画課

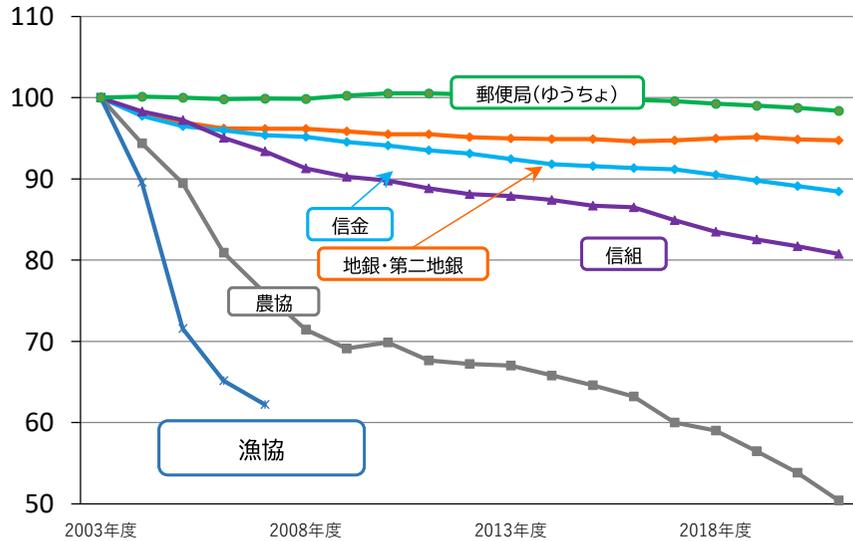
1. 日本の地域社会の現状

少子高齢化や人口減少の進展により、地方においても様々な社会課題を抱えています。

例えば、人口減少による地域経済の縮小を受けて、地方では、民間の各種サービスの統廃合が進む地域が増加。

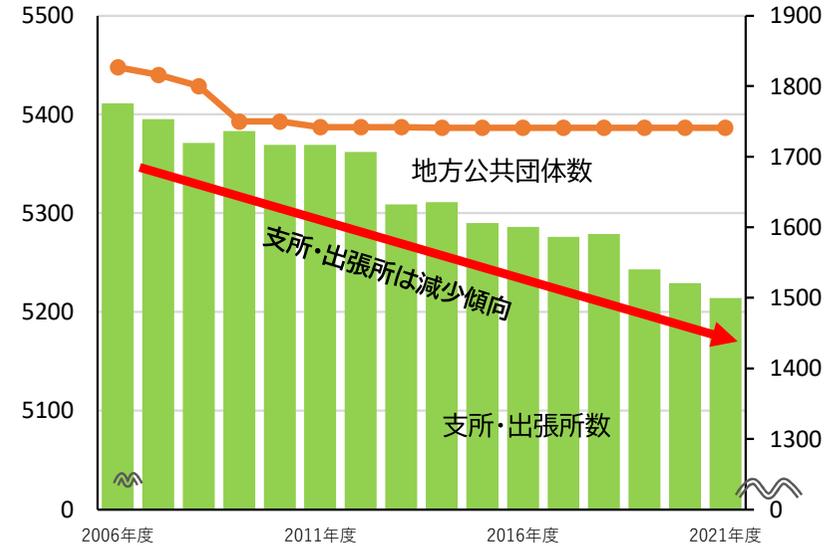
また、自治体の支所・出張所数は減少し、令和5年に全自治体対象に実施したアンケート（「令和5年アンケート調査」）で「支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある」と回答した自治体は、22%となっています。

銀行等の店舗数の推移



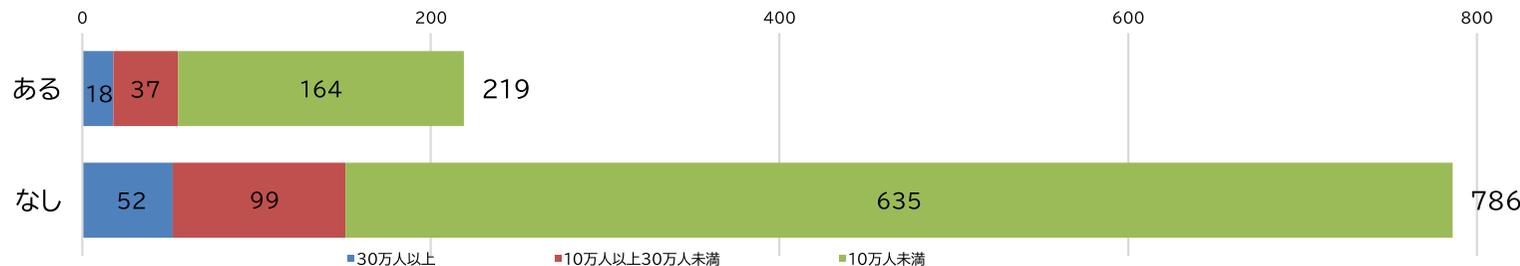
出典：第25回情報通信審議会郵政政策部会資料 資料25-2

自治体数・支所・出張所数



出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」

支所・出張所の維持に困難を感じる場合があるか



出典：令和5年アンケート調査

2. 地域社会における行政サービス・生活関連サービスについて

各市町村ごとの人口減少が進むことで、従来の行政サービスの維持も困難となる可能性があります。

また、生活サービス（小売・医療等）を提供する事業者・機関もサービス継続が困難となり拠点の縮小・廃止や支所等の行政窓口の縮小・廃止が進むことで、地域で生活する住民に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【地域住民の生活利便性の低下】

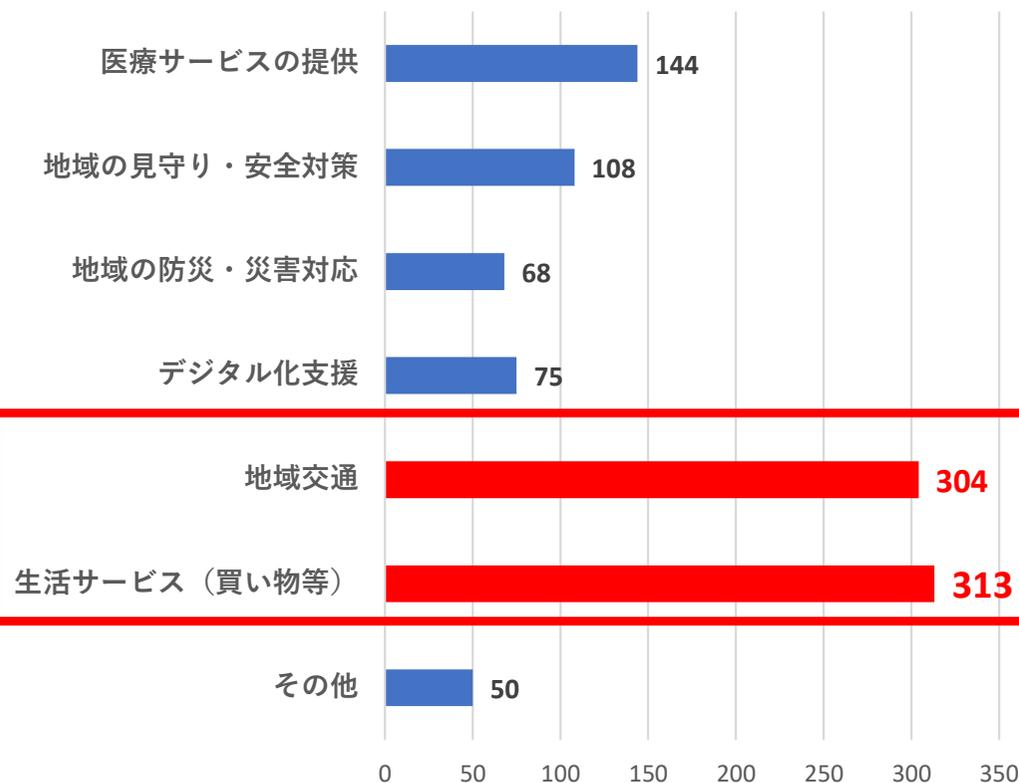
- 支所・出張所の縮小・撤退により、行政手続きに係るアクセス性の低下
- 小売店の撤退による生活必需品等の購入に係るアクセス性の低下（いわゆる買い物難民）
- 医療機関の撤退により、住民の医療サービスへのアクセス性の低下 等



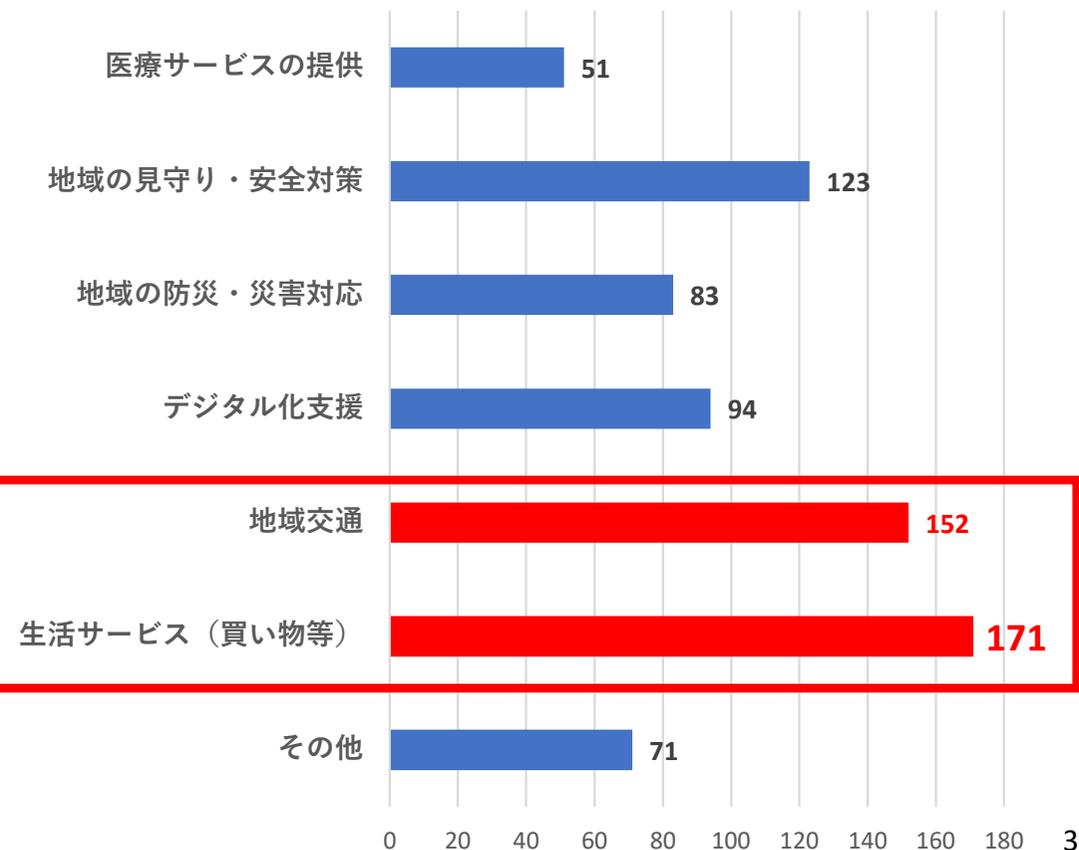
3. 地方自治体のニーズ調査の結果について（2024年11月実施）

- 「地方交通」と「生活サービス（買い物支援）」といったサービスの不足に課題を抱えている自治体が多い中で、今後、郵便局に委託して実施した取組についても「**地方交通**」と「**生活サービス（買い物支援）**」と回答した自治体が多かった。
- これらの結果から、地域に課題として地方交通や買い物支援はある一定のニーズがあり、郵便局の利活用（コミュニティ・ハブ）においてもこれらのサービスは地方自治体からもニーズがあると考えられる。

どのような生活サービスが不足して困っているか

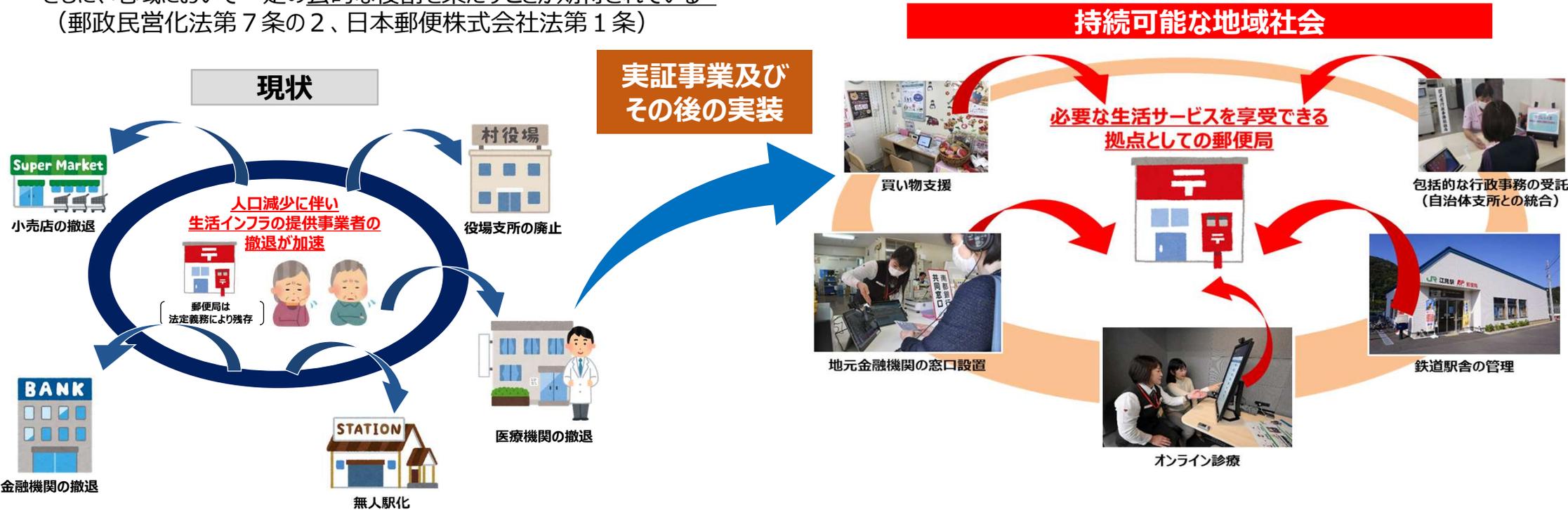


郵便局に委託して実施したい取組



- 郵便局の公共性・地域性※を活かして、
郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施します。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負う日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活サービス提供事業者等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させることを目指します。

※法令上、郵便局は、あまなく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※
(郵政民営化法第7条の2、日本郵便株式会社法第1条)

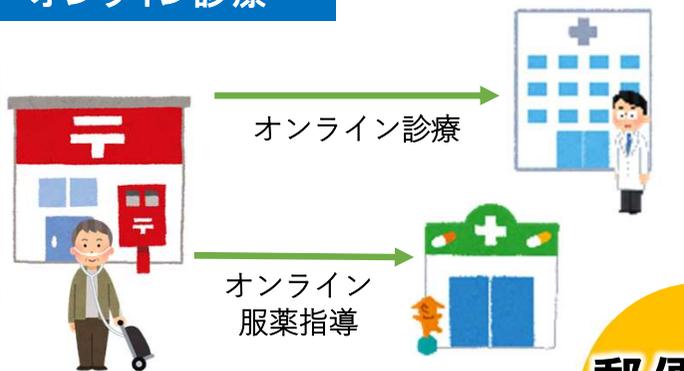


令和7年度予算額 (案) 1.5億円 (新規)

行政サービス・生活サービスの提供に係る郵便局の活用事例

- 郵便局の公共性・地域性を活かし、郵便局を複数の機能・サービスを提供する拠点として活用し、各地域の課題を解決し、地域の持続可能性の確保に貢献します。

オンライン診療



行政サービス



買い物支援



郵便局の活用例

空き家調査

配達地域に精通している郵便局社員が、タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



※ 上記の事例以外にもご応募いただくことができます。

実証自治体の公募

自治体選考

実証の実施

結果の分析

客観的評価

普及・展開

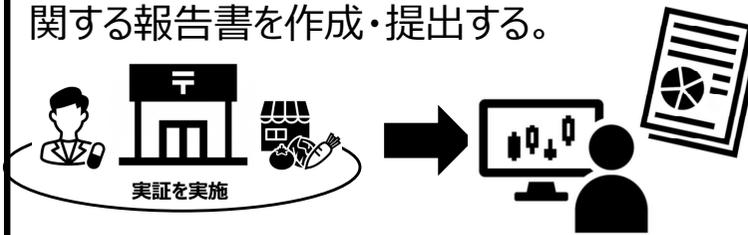
主体：請負者（コンサル等）

実証受託先の自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）を公募する。日本郵便を含む外部有識者を交えた選定委員会を開催し、その結果に基づいて決定することとする。



主体：自治体

実証は自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）が行う。実証結果については自治体において分析を行い、個別実証案件に関する報告書を作成・提出する。



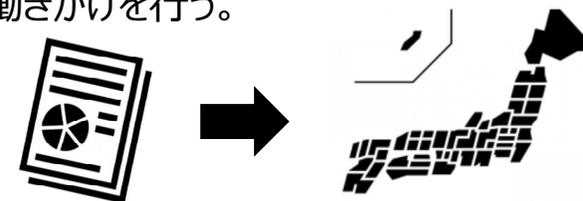
請負者による進行管理

実証の進行管理を随時行う。



主体：請負者・日本郵便・総務省

請負者において、各地の実証を踏まえた総括報告書を作成する。その際、客観的な分析や事例を横断した評価を行うこととする。また、その後の普及・展開に向けて事例集を作成する。報告書及び事例集を総務省・日本郵便で共有し、他自治体への展開に向け働きかけを行う。



スケジュール（予定）

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
政府予算案決定見込み →予算成立見込み				請負事業者 決定・公募に 向けた調整		公募 申請	選定・実証先決定		実証期間							結果 とりまとめ

【特別交付税措置について】

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村において住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

対象となる自治体

- 過疎地※に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村

※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）

- 具体的には、郵便局事務取扱法等※に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地に所在する郵便局等に委託する市町村

（令和6年9月末現在114団体）※ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

【対象となる経費（具体的な対象事業の範囲（例））】

行政サービス (市町村への申請サポート、オンライン相談等)	住民生活支援サービス
<ul style="list-style-type: none"> ➢ システム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費 ➢ 広報経費  <p>自治体窓口事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 買い物支援のためのシステム整備費 ➢ 備品購入費 ➢ 広報経費 ➢ オンライン診療のためのシステム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費  <p>オンライン診療</p>

特別交付税措置率 0.5

地域社会DX推進パッケージ事業について

総務省情報流通行政局地域通信振興課

地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域のデジタル変革を 総合的にご支援します

地域社会DX推進パッケージ事業のご案内
令和7年1月版

総務省
情報流通行政局
地域通信振興課
デジタル経済推進室

【目次】

01

事業の概要

2 頁

02

地域社会DX推進パッケージ事業について

3 頁

- ①-1 計画策定支援
- ①-2 推進体制構築支援
- ①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度
- ②-1 先進無線タイプ
- ②-2 AI検証タイプ
- ②-3 自動運転レベル4検証タイプ
- ③ 補助事業
- 事業スケジュール

【事業の概要】

- ICT技術を活用した地方創生2.0の実現のため、人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- このため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。

好事例の創出・横展開

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進無線システム活用タイプ

ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを用いた先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

4. 人材ハブ機能

デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

【①-1 計画策定支援】（予算：60団体程度）

地方公共団体内における**予算要求**、地域社会DX推進パッケージ事業を含む**国の支援への申請・提案**等にもご活用いただけるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図ることを目指し、3ヶ月程度の間、コンサルタント等の専門家が伴走支援します。

年間を通して複数フェーズの実施を予定しており連続支援も可能です。

注) 支援先団体において計画書の作成その他の必要な作業を実施していただきます。

<内容> 支援先団体のご意向も踏まえつつ、
それぞれの状況に応じて必要な支援を実施します。

ご支援する検討事項の例

- ・地域の抱える課題の全体像の整理
- ・デジタル技術の活用による課題解決の可能性
- ・取組の優先順位
- ・ネットワーク構成・機器、事業者選定等の要件
- ・導入・運用コストや費用対効果 等



1 団体当たり
3ヶ月程度の支援期間



<対象> デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある
地方公共団体など

- ※ 財政力指数 1 以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外となります。
- ※ 地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象です。
- ※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限ります。

【①-1 計画策定支援】 デジタル技術導入に向けた支援の内容

支援先団体の課題の整理状況に応じて、以下の2つの支援内容を用意しています。

	A 地域課題整理コース	B ソリューション実装コース
支援対象	地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体
支援内容	解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	支援対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。
支援メニュー例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の抽出・整理 ・他地域における関連する好事例の紹介 ・デジタル技術の活用による課題解決の検討 ・ソリューション導入時期の検討 ・DX推進へ向かう組織支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構成・機器等の要件の検討 ・導入・運用コストや費用対効果の検討 ・地域のステークホルダーとの連携体制の検討 ・運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組み等の検討 ・事業者とのマッチング

【①-2 推進体制構築支援】（予算：5億円程度）

専門家等を地方公共団体に派遣し、地域課題の洗い出しや深掘り、整理を実施するほか、具体的な進め方の提案や、地域DX推進体制の構築まで伴走支援し、デジタル技術による解決策の実証・実装に結びつけるとともに、各地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築します。

<対象>

都道府県と管内市区町村（※都道府県が管内の市区町村と連携して申請）

<支援内容イメージ>

①地域DX推進体制構築支援

STEP 01

課題整理・取組方針の共有

地域課題の洗い出し、深掘り、整理

- 各市町村の課題の洗い出し・深掘り
- 具体的な解決策の検討
- 都道府県・市町村等による課題の共有、取組方針の検討・共有 など

STEP 02

推進体制の構築・拡充

具体的な進め方の提案、推進体制構築

- 都道府県と市町村等の連携によるDX推進体制の構築
- 市町村のDXの進捗状況の共有
- 地域のステークホルダーの巻き込みや、事業者等とのマッチング支援 など

②実証事業、補助事業等の活用

STEP 03

解決策の実装

課題解決に資する地域DXソリューション導入等

- 具体的な地域DXの取組を実施
- 課題解決に向けた先進的ソリューションの実証
- 通信インフラの実装 など

STEP 04

改善

地域DX推進後の振り返り

- 地域DX導入後の効果測定・課題探索
- 実装後の運用準備 など

※支援期間内にSTEP01, STEP02を実施。進捗等により、具体的な地域DXの取組など、STEP03以降も実施可。

【①-2 推進体制構築支援】申請要件及びスキーム

<申請要件>

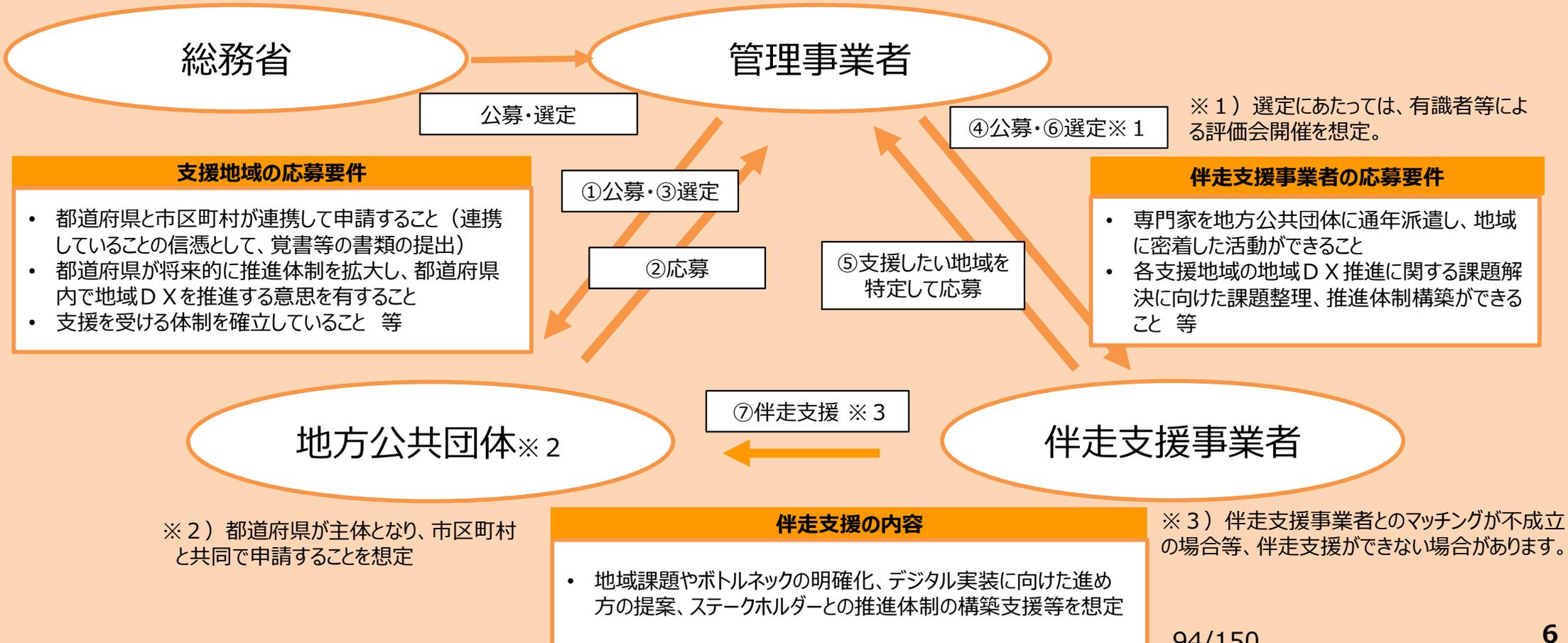
都道府県が管内の1市区町村以上と連携して申請すること。

※過去に支援地域として選定された地域（県）については、過去に申請した際よりも1以上多くの市町村と連携して申請すること。
（過去に支援地域として選定された地域の場合には、最終的な支援地域の選定における評価時に、管内の参加市町村の割合に応じて加点します）

<事業規模の上限>

上限1億円 ※過去に支援地域として選定採択された地域（県）については、上限5,000万円。

<スキーム（共通）>



【①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度】

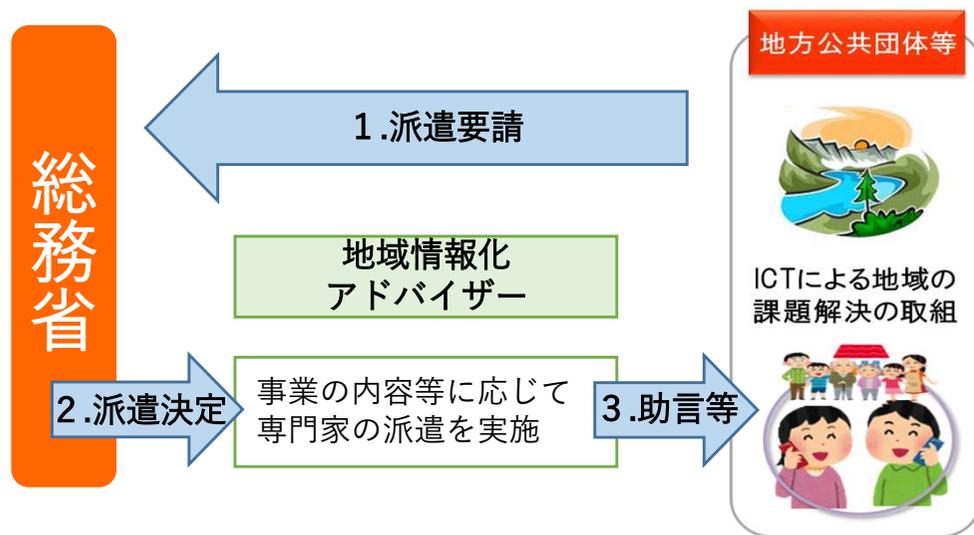
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度です。

現地派遣を含む支援であれば年間3回まで、オンライン会議のみによる支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能です。

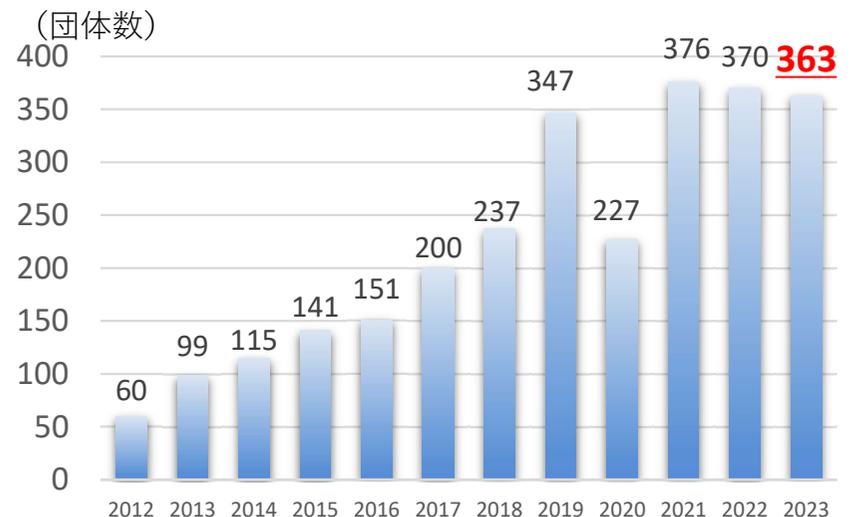
<対象>

- ◆ NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦を受けて実施します。
- ◆ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に支援を実施します。（令和7年度より支援対象を拡充）

派遣の仕組み



派遣団体数



【②-1 先進無線タイプ】（予算：18億円程度）

ローカル5Gをはじめとする新しい無線技術を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる無線技術>

ローカル5G

Wi-Fi HaLow

Wi-Fi 6E/7 などのワイヤレス通信技術 ※1

※1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※2
※3

※2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくこととなります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
- 新しい無線技術を活用するものであるか
(当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など)
- 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
- 先進的なソリューションであるか (先行事例との比較 など)
- 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか (地域の連携体制が構築されているか など なお、複数年にわたる実証の場合は、複数年分の計画を提示することで実装・横展開を評価)
- 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
 - ・プロジェクトの自走化の担い手として地域ICT企業が参画しているか
 - ・幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか など

【②-1 先進無線タイプ】 対象経費の考え方

対象経費についての基本的な考え方は以下の表のとおりです。原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外となります。（消耗品・リースできない機器等を除く）

対象経費		対象外経費
ネットワーク/ソリューション機器など 実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます)	実証期間内に発生した経費のみ対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク/ソリューション機器などの物品の購入経費（左記を除きます） ● 無線局開設に係る免許関係諸費用（免許申請手数料） ● 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など
取得単価が税込10万円未満 又は 使用可能期間が1年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のもので認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいいます。	
リースなどで調達できない ネットワーク/ソリューション機器の購入経費	リースなどで調達できない理由（様式任意）を提出いただき、総務省の了解を得る必要があります。	
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費 など	
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費 など	

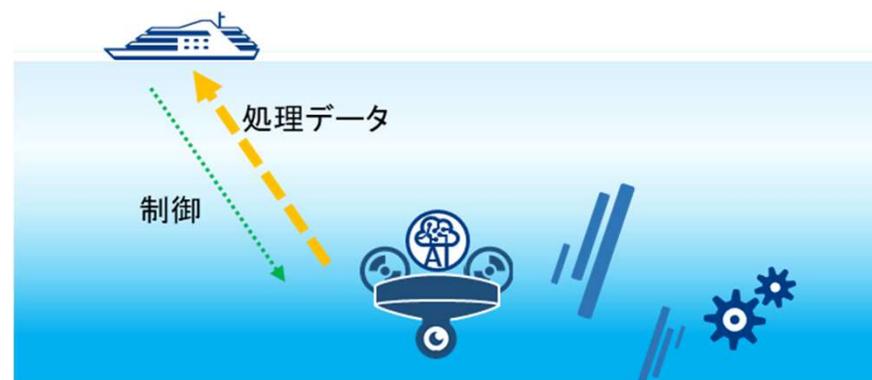
【②-2 AI検証タイプ】（予算：5億円程度）

通信負荷低減・通信の大容量化等によって、より高度なAIソリューションモデルの創出を実現するため、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等に関して検証する。

<実証イメージ>

想定される検証例

- ・ エッジAIによる通信量の低減
- ・ AI×通信技術の融合による、山奥や海中等の携帯電話網不感地域における通信の確立
- ・ 同一の無線ネットワークに同時に多数接続する端末における最大遅延の低遅延化等、接続の安定性が求められる、ユースケースの検証
- ・ ネットワークとAI・コンピューティングが融合等した通信インフラを活用した新たなAIの先進的なソリューションモデルの創出



(例) 海中で取得したデータをエッジAIで処理した上で、海上・地上に安定的に送信



(例) 工場等において、NWのリアルタイム制御を通じて、搬送口ロボットの搬送効率を向上

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<事業規模の上限>

1億円程度

【②-3 自動運転レベル4検証タイプ】（予算：22億円程度）

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施する。

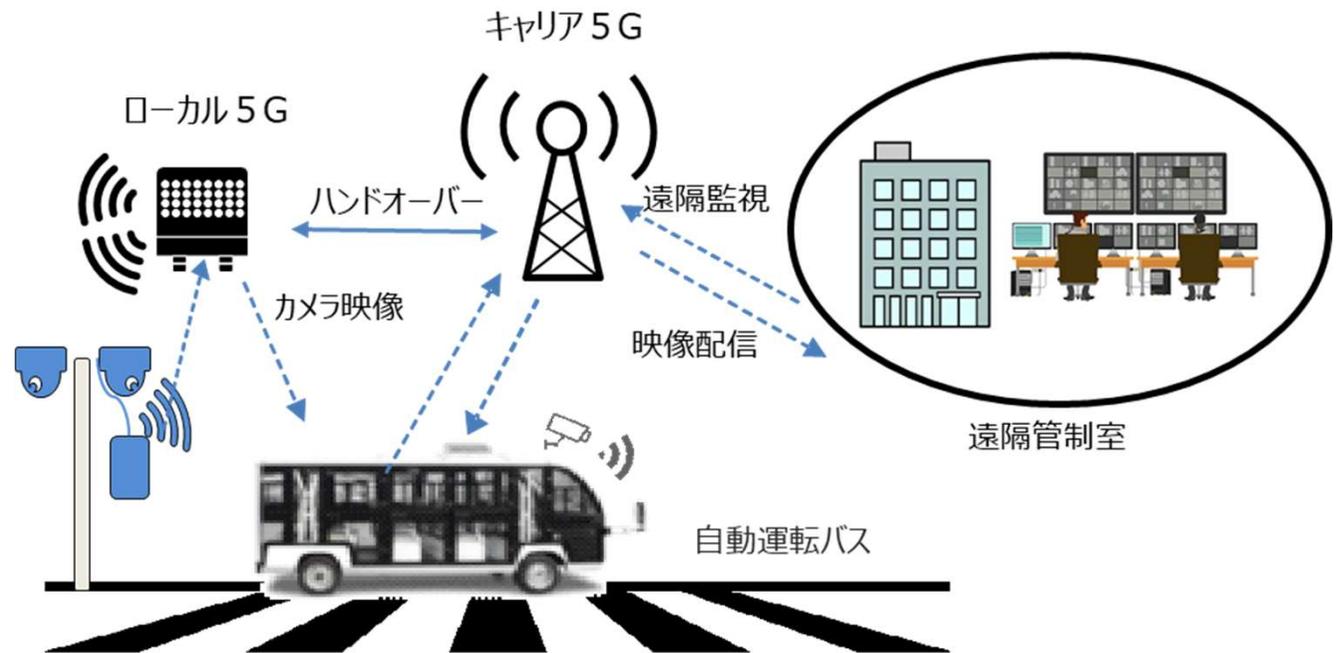
＜実証イメージ＞

想定される検証項目の例

- ・交差点における通信
- ・基地局間のハンドオーバー
- ・路車間通信の信頼性
- ・必要な通信帯域幅 など

想定される検証環境の例

- ・形状等の異なる物理的環境
- ・積雪・日照等の気候条件 など



＜実施主体＞

地方公共団体、企業・団体など

※地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

＜事業規模の上限＞

上限2.5億円程度

（参考）「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月閣議決定）（抜粋）

地域限定型の無人自動運転移動サービスを2025年度目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現し、全国に展開・実装する。

【③ 補助事業】（予算：8.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備 [ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど]

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、5か年分を上限として補助対象とします。

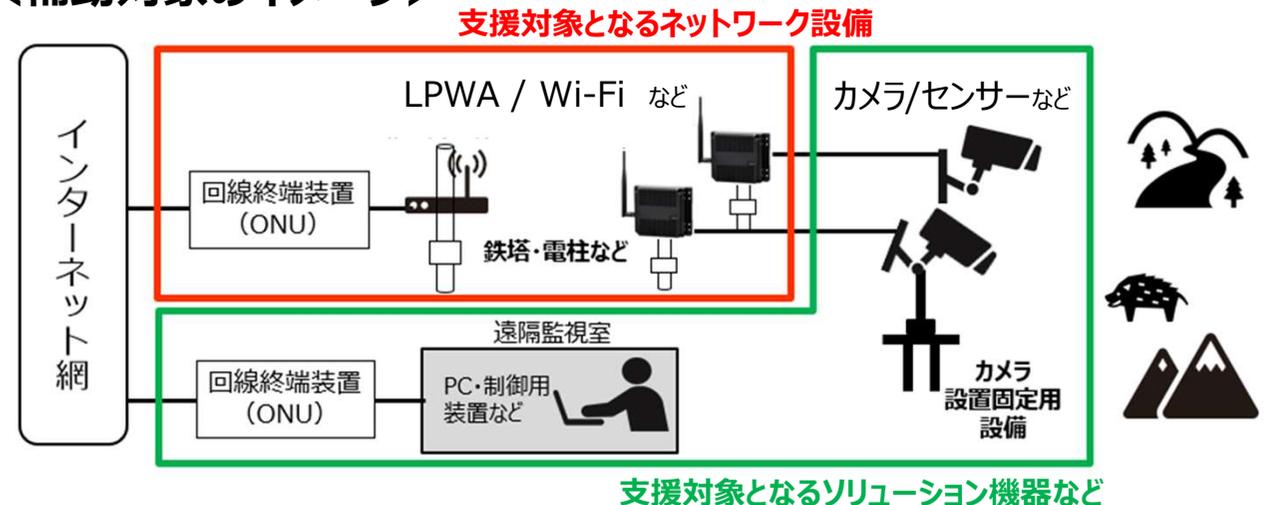
<補助率> 補助対象経費の 1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

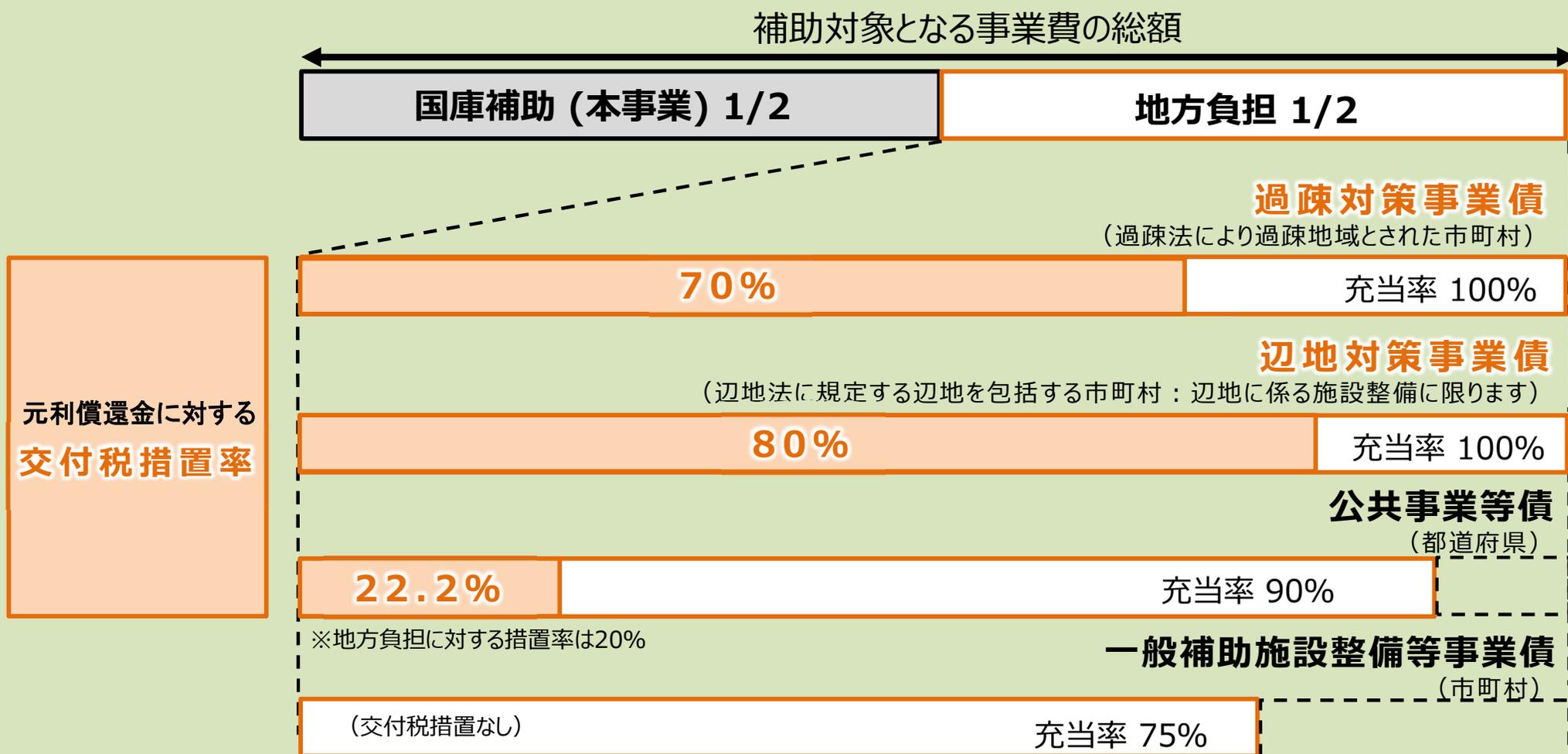
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学民）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>

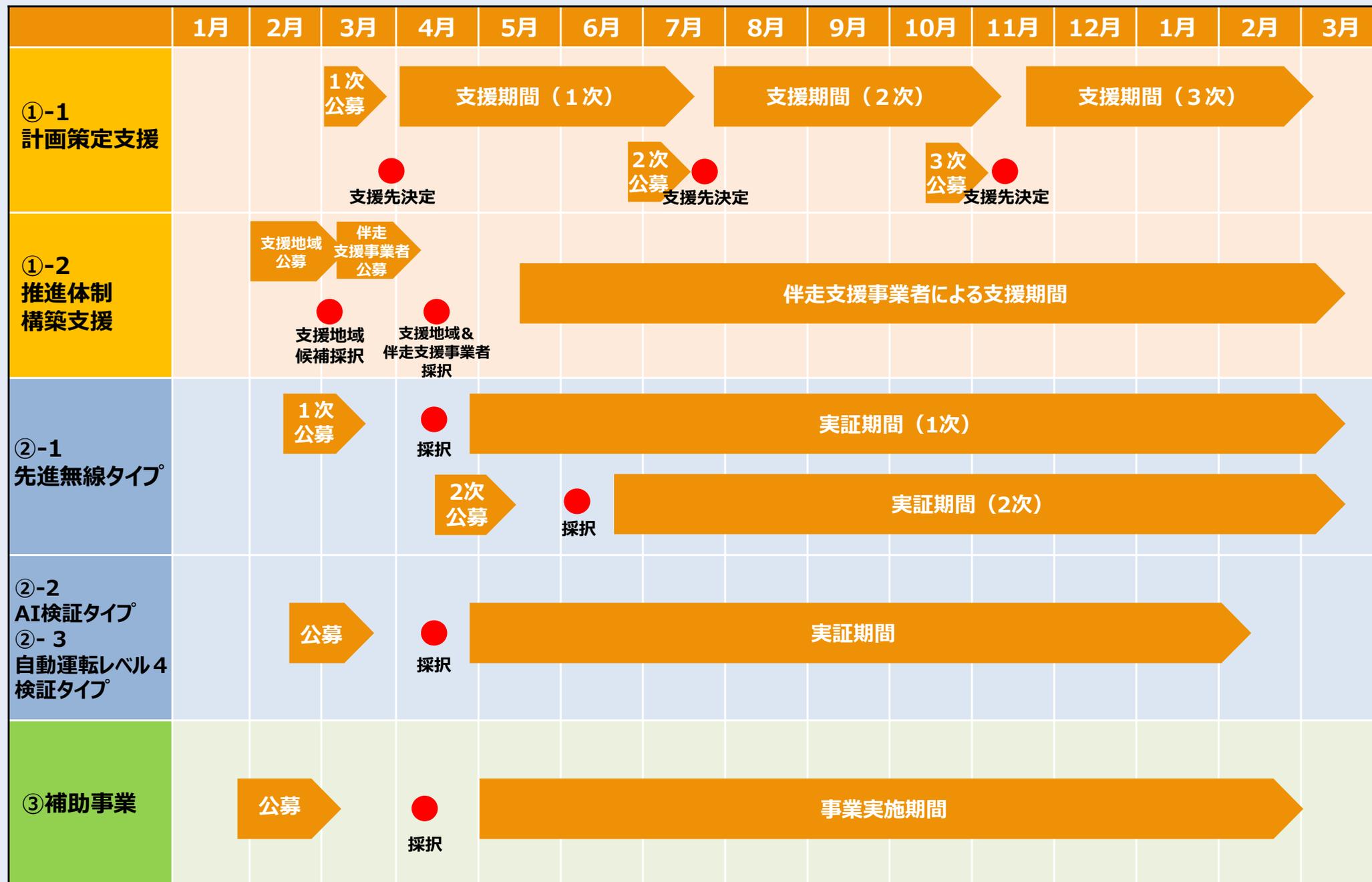


【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

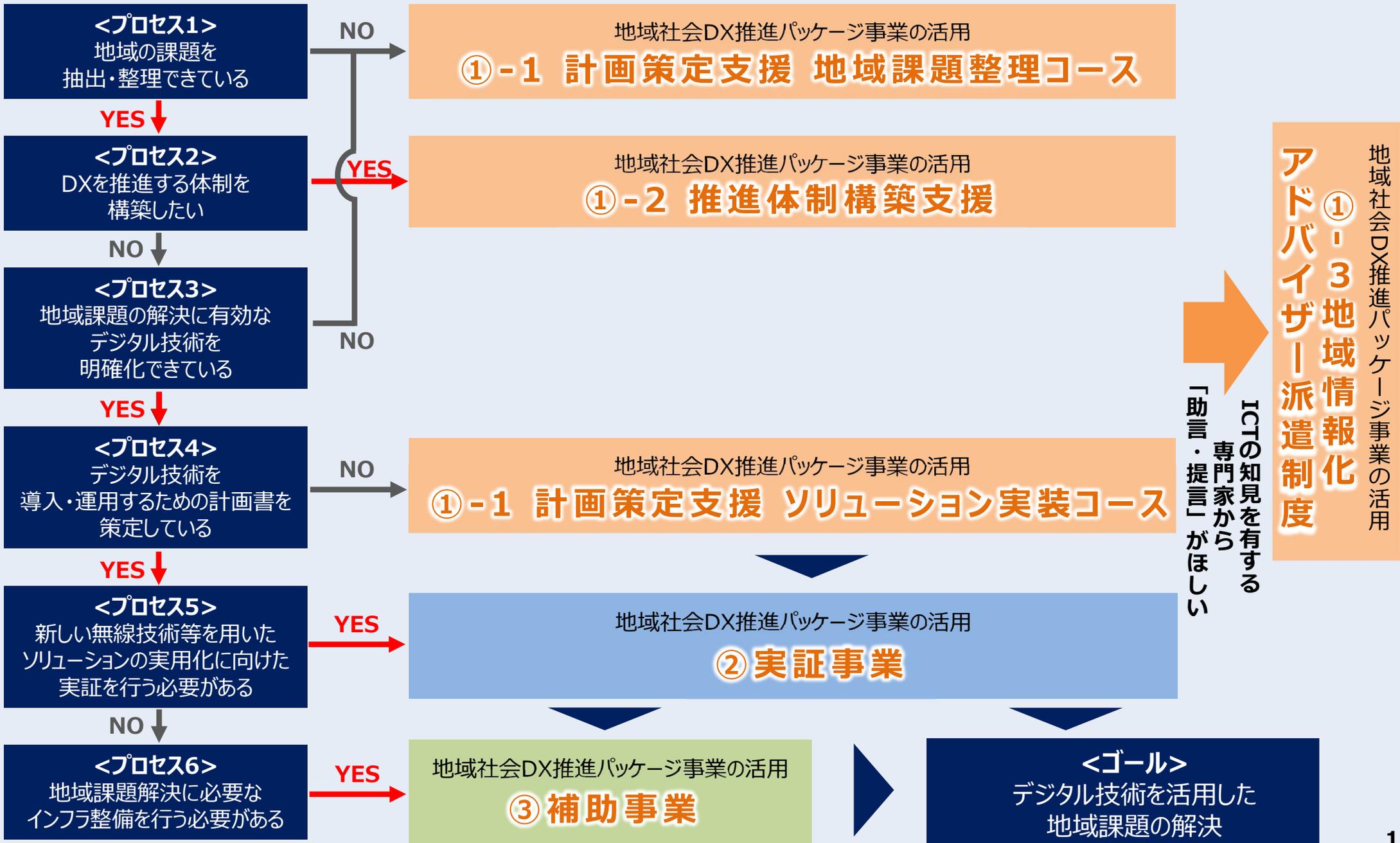
地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債**を起債することができます。



【事業スケジュール（予定）】



【地域社会DX推進パッケージ事業の活用フロー】



【総合通信局・総合通信事務所】

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線4714） / e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎
電話：022-221-3655 / e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話：03-6238-1692 / e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
電話：026-234-9933 / e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
電話：076-233-4431 / e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階
電話：052-971-9405 / e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
電話：06-6942-8522 / e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
電話：082-222-3324 / e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
電話：089-936-5061 / e-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1
電話：096-326-7833 / e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階
電話：098-865-2304 / e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

ご清聴ありがとうございました



地域社会DXナビ



地域社会DXを推進するための情報が満載！

「地域社会DXナビ」は全国の地域社会DXの事例や関連記事など、目的の情報探しをナビゲートするプラットフォームです。



地域社会DXに関する
インタビューを掲載



地域社会DXに関する
支援施策をご紹介します
総務省の支援事業



豊富な条件から
事例を検索



1分でわかる
DX推進



活力ある地域づくりのヒントが見つかる
地域社会DXナビ



デジタル活用支援推進事業について

総務省情報流通行政局情報流通振興課

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）

講座の例

応用講座

「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」

基本講座

「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」

- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、**携帯ショップがない市町村**(772市町村※)での実施も**引き続き推進**。 ※令和6年3月1日集計。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップ等を拠点として**全国規模での講習会の実施**を図る

地方部を中心とした支援

令和3年度～ 地域連携型 対面TYPE



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

令和6年度～ オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップがない地域におけるデジタル活用支援の取組も強力に推進し、**全国津々浦々での講習会の実施**を図る

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

- 講座には大きく分けて以下の2種類があり、各類型において実施できる具体的な講座については以下の表のとおり。
応用講座：**オンライン行政手続**の申請方法や**オンライン行政サービス**の利用の仕方等を学ぶ講座
基本講座：電源の入れ方やインターネットの使い方など**スマートフォンの基本的な使い方**等を学ぶ講座
- 令和6年度から8講座を追加（マイナポイントなど3講座については終了）。今後も適宜、追加予定。

	全国展開型 地域連携型（市町村独自事業実施地域）	地域連携型（市町村独自事業非実施地域） 講師派遣型
応用講座	A スマホを使ったマイナンバーカードの活用 ① マイナポータルを活用しよう ② スマホでマイナンバーカードを申請しよう ③ スマホ用電子証明書をスマホに搭載しよう ④ マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう ⑤ スマホで確定申告（e-tax）をしよう B 健康・医療 ⑥ オンライン診療を使ってみよう ⑦ 全国版救急受診アプリ（Q助）で病気やけがの緊急度を判定しよう ⑧ FUN+WALKアプリを使って楽しく歩こう	C 防災・地域 ⑨ ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう ⑩ 浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう ⑪ 地理院地図を使って身近な土地の情報を知ろう D その他スマホを使いこなすために ⑫ デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう ⑬ スマホで年金の情報を確認しよう（ねんきんネット） ⑭ SH“U”Nプロジェクトアプリで水産資源への理解を深めよう ⑮ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑯ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法
基本講座	<p style="text-align: center;">基本講座は取り扱わない</p> <p style="text-align: center;">各キャリア及び市町村の独自の スマホ教室等の取組が実施されているため 本事業では対象外</p>	① 電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう ② 電話・カメラを使おう ③ 新しくアプリをインストールしてみよう ④ インターネットを使ってみよう ⑤ メールをしてみよう ⑥ 地図アプリを使おう ⑦ メッセージアプリを使おう ⑧ スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう ⑨ オンライン会議アプリを使ってみよう

注1 全国展開型及び地域連携型においては、応用講座①～⑭について、A～Dの各グループから最低でもいずれかの講座の1コマ以上の実施が必要（⑮・⑯を除いたグループごとでの選択が必須）。

注2 講師派遣型については、応用講座①～⑭について、最低でもいずれかの講座の1コマ以上の実施が必要（⑮・⑯以外の応用講座の選択が必須）。

注3 赤字の講座が令和6年度事業における新規講座。

- **地方公共団体が提供するオンラインサービス**又は**地方公共団体に対して行うオンライン行政手続**であって、**スマートフォンを使用するもの**であれば、本事業において講習会を実施することが可能。
- 直近の令和5～6年度においても、**地方公共団体が提供するオンデマンド交通アプリやキャッシュレスシステム**等の利用方法について講習会を開催。
 ※ 各地方公共団体ごとに提供するサービス等が異なることから、**地方公共団体においてテキストを作成する必要がある。**

【実施講座の例（R5～R6デジタル活用支援推進事業）】

※下記講座は参考例。実施可否に関しては個別に判断していることから、本講座の実施を検討いただく場合、事前に執行団体に要確認。

カテゴリ	講座の一例
交通	〇〇町乗合タクシーのオンライン予約方法 〇〇村デマンドバス予約アプリの利用方法
買い物・キャッシュレス	〇〇市デジタル地域通貨の利用方法 〇〇町キャッシュレスシステムの利用方法
防災	〇〇村防災アプリの利用方法

カテゴリ	講座の一例
公式LINE	〇〇市公式LINEの利用方法 〇〇村公式LINEの登録方法
ヘルスケア	〇〇市健康ポイントアプリの活用方法 〇〇町健康アプリの利用方法
電子申請	〇〇村電子申請サービスの利用方法

【自治体独自のスマホ教室との連携方法】

- デジタル活用支援推進事業で取り扱うことが困難な講座を自治体独自でのスマホ教室で実施する場合、本事業で取り扱うことが可能な講座と**連続性をもって実施すること**で、**受講者が一貫した学びの流れを感じることができ、より効果的なスマホ教室を開催することができる可能性が高い**ことから、本事業との連携を検討いただきたい。
 実施例：デジタル活用支援推進事業の講座を実施した直後に、自治体独自のスマホ教室を実施
- ただし、この場合、**自治体独自のスマホ教室と補助事業である本事業の講習会との区別を明確にする必要がある**ため、**受講者等に自治体独自のスマホ教室が本事業の講習会の一環として実施しているものと誤解を与えないよう注意**いただきたい。

（誤解を与えかねない実施例）

- ・ 本事業のポスターを掲示したまま自治体独自のスマホ教室を実施する
- ・ 本事業の講習会と自治体独自のスマホ教室の講師が同一の場合、当該講師が本事業の備品を着用したまま自治体独自のスマホ教室を実施する 等

令和5年度の事業実績(確定)

- 全国6,636箇所において、延べ約39万コマの講習会等を実施
- 受講者数は、67万人程度

項目	全国展開型	地域連携型	講師派遣	合計
採択数	採択事業者：4者 採択数：4件	採択事業者：186者 採択数：709件 (うち7者・12件が交付決定 取消)	採択事業者：4者 採択数：4件	-
箇所数	<u>5,735箇所</u>	<u>765箇所</u> (連携自治体の数)	<u>136箇所</u> (実績のある派遣先数)	<u>6,636箇所</u>
講習会等の 実施コマ数	<u>358,721コマ</u>	<u>26,171コマ</u>	<u>2,051コマ</u>	<u>386,943コマ</u>
講師人数 (研修を履修した 延べ人数)	<u>23,212人</u>	<u>2,061人</u>	<u>11,036人</u>	<u>36,309人</u> (重複を考慮しない延べ人 数)
受講者数 (延べ人数)	<u>499,177人</u>	<u>156,152人</u>	<u>17,414人</u>	<u>672,743人</u>

令和5年度携帯ショップがない市町村における事業実績(確定)

- 携帯ショップがない市町村（759市町村（※令和5年4月1日集計））の265箇所において、延べ約6,000コマの講習会等を実施。
- 受講者数は、3万人程度

項目	地域連携型	講師派遣	合計
箇所数	<u>234箇所</u> (連携自治体の数)	<u>31箇所</u> (実績のある派遣先数)	<u>265箇所</u>
講習会の実施コマ数	<u>6,176コマ</u>	<u>266コマ</u>	<u>6,442コマ</u>
受講者数 (延べ人数)	<u>31,833人</u>	<u>2,295人</u>	<u>34,128人</u> (重複を考慮しない延べ人数)

「農山漁村」経済・生活環境創生 プロジェクトについて

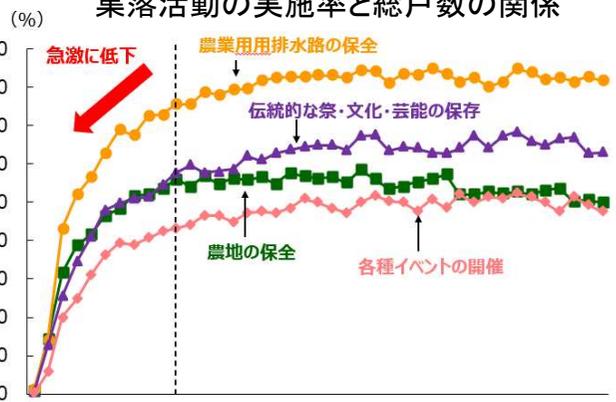
農林水産省農村振興局農村計画課

農山漁村の現状と課題、これまでの農林水産省の対応

- 我が国は、高齢者の引退等による農業者の大幅な急減に直面。このような中で、食料安全保障を確保するには、農業の生産性向上や持続可能性の両立に加え、農山漁村のコミュニティ維持が不可欠。今後、これらの課題を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」を策定。
- 集落の総戸数が9戸以下となると、農地の保全等の集落活動が急激に低下するが、山間地域における総戸数が9戸以下の集落の割合は2020年と2000年を比較すると2.3倍に増加するなど、中山間地域において農山漁村のコミュニティの維持が懸念される。
- このため、農林水産省としては、関係府省庁と連携しつつ、国の職員が自治体に足を運び地域の取組を支援する「デジ活」中山間地域や地域の多様な主体による農村型地域運営組織（農村RMO）形成の支援等を実施。

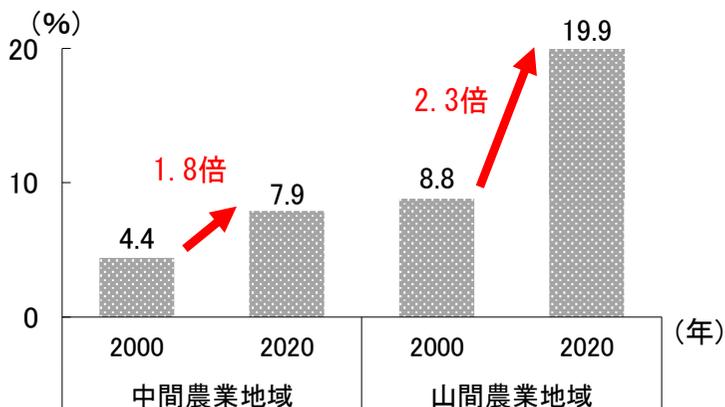
現状と課題

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（戸）（2018年12月）

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

現在の対応状況

中山間地域におけるデジ活のイメージ

農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を、関係府省が連携して後押し。

農林水産業



- 農林漁業者の減少に対応するため、スマート農林水産業の導入により作業を省力化

交通、物流



- 交通空白地帯の解消や利便性の向上に向け、貨客混載バスによるラストワンマイル配送
- スーパーやコンビニ等の撤退で買い物難民が発生したため、無人キャッシュレススマートストアを設置

関係府省庁が連携してサポート
(関連施策一覧の公表、課題に対する施策の紹介、申請相談、重点伴走支援等)

支援チーム

内閣府	国土交通省
総務省	環境省
農林水産省	厚生労働省
経済産業省	文部科学省

(地域ごとに、課題やニーズに対応する府省庁で構成)

農村RMOのイメージ

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。このため、多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農用地保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

関係府省庁が連携してサポート

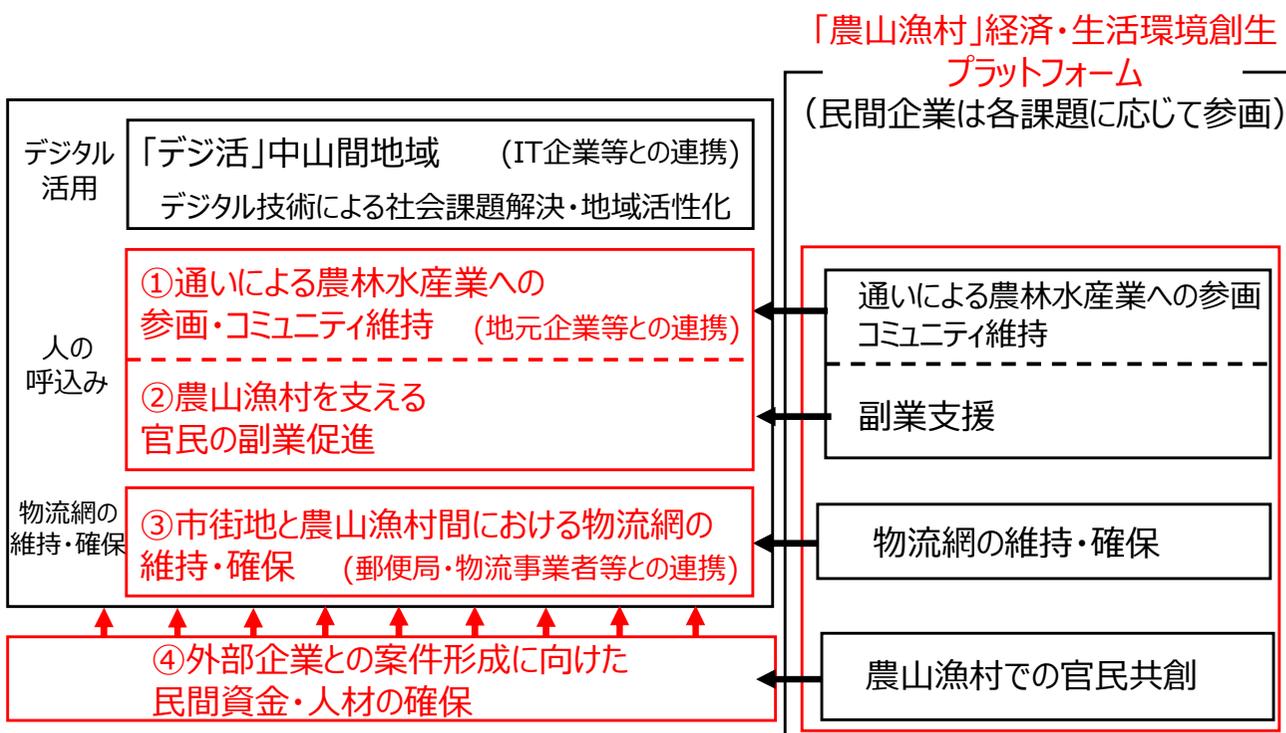
(関連施策一覧の公表、農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成、都道府県・市町村への周知)

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
-----	-----	-------	-------	-------

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト

- 人口減の要因として自然減が社会減を上回っていることから、今後、農山漁村の関係人口の増加を目指し、民間企業、教育機関、金融機関等多くの関係者を巻き込む官民共創の仕組みも活用し、農山漁村における地方創生に取り組むことが必要。
- このため、令和7年2月に、現場で案件形成を図る『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクトを創設し、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画するプラットフォームを立ち上げ、地域と企業のマッチングや連携の在り方を議論したいと考えている。
- このプロジェクトと並行して、農村RMOや特定地域づくり事業協同組合等による地域課題の解決に向けた取組や、農山漁村が女性・若者に選ばれるための地域拠点の整備等についても検討し、成果については農林水産省の職員が率先して自治体に足を運び、施策立案等を助言するなど取組の普遍化を促進したいと考えている。

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト（2月にキックオフ）



秋田県にかほ市での農村RMOの取組事例

にかほ市の元地域おこし協力隊員が、地域行事や一次産業が体験ができる宿としてゲストハウスを創業し、地域の方々と一体となって「農地を守り」「外貨を稼ぎ」「暮らしを残す」取組を実践。



農地の保全活動



地域交流活動
年間約500名が宿泊



週1回のマルシェ開催
地域の憩いの場

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの推進方策

- 農山漁村の現場で案件形成を図る『「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト』を進めるため、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、金融機関、教育機関等が参画するプラットフォームを2月4日に発足させ、地域と企業のマッチング方法など関係者間の連携の在り方を議論。
- このプラットフォームには、テーマごとに関係府省庁、地方公共団体、企業等からなる専門部会を設け、案件形成を進める上で参考となる事例の収集や手引きの作成等を行っていきたいと考えている。
- 地方創生に係る基本構想の策定に向けた議論を注視しながら、専門部会での議論を重ね、取りまとめたい。

○ プラットフォームにおける検討テーマと今後のスケジュール

3つの専門部会を開催し、各テーマについて検討。

<関係人口の創出・副業促進に関する検討会（仮）>

① 通いによる農林水産業への参画・コミュニティ維持（地元企業等との連携）

- 都市部や市街地の企業のCSV活動や研修等による、持続的な農山漁村への社員の派遣を活性化
- 農山漁村における人材の受入れ組織・体制の構築
- 二地域居住者の参画

② 農山漁村を支える官民の副業促進

- 副業を促進するための環境整備（規定の整備や企業価値の向上）

<農山漁村における物流網に関する検討会（仮）>

③ 市街地と農山漁村間における物流網の維持・確保（郵便局・物流事業者等との連携）

郵便局・物流事業者等と連携し、以下の取組を実施

- 一般の郵便物・貨物と併せて、食品や日用品を農山漁村の拠点に配送する仕組みを構築
- 農山漁村から市街地に新鮮な農産物等を配達する仕組みを構築

<農山漁村における社会的インパクトに関する検討会>

④ 外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保

- 農山漁村を支える人材、財源を確保するため、農林水産業・農山漁村における社会的インパクトを可視化
- 地域活性化起業人、地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合制度等の活用
国家公務員による出向・現地フォローアップ制度の活用

○ スケジュール

- ・ 12月 プロジェクト立ち上げ
- ・ 2月4日 シンポジウム開催（キックオフ）



<関係人口の創出・副業促進>

<農山漁村における物流網>

2月13日（木） 第1回

3月4日（火） 第2回

4～5月頃：第3回以降

<農山漁村における社会的インパクト>

1月20日（月） 第1回

2月3日（月） 第2回

3月頃：第3回以降

夏前まで

各テーマにおける議論のとりまとめ

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム設立記念シンポジウム

- 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム設立を記念し、農山漁村の現場で課題解決に取り組む関係者からの事例紹介や、関係者間のエンゲージメント創出等を図るシンポジウムを開催。
- 日時：令和7年2月4日（火曜日）12:00～17:00
- 場所：三田共用会議所（東京都港区三田2-1-8）
- ※ シンポジウムに会場参加される団体等には、その団体・取組の冊子配布だけでなく、広報の機会に加え、名刺交換の場、関係者間での商談・面談スペースを設けますので、ぜひ会場参加でのご来場をお待ちしております。

お申込みフォーム



○ タイムテーブル

○「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム設立記念シンポジウム	
12:00 ~ 12:05 [5分]	開会挨拶
12:05 ~ 12:15 [10分]	設立趣旨・当面の活動内容の紹介 前島 明成 農林水産省 農村振興局長
12:15 ~ 12:35 [20分]	基調講演 高橋 博之 株式会社雨風太陽 代表取締役
12:35 ~ 13:20 [45分]	各省庁施策紹介 朝日 健介 農林水産 省農村振興局農村計画課 農村活性化推進室長 大瀧 洋 内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 /内閣府 地方創生推進事務局参事官 橋本 憲次郎 総務省 地域力創造グループ地域政策課長 倉石 誠司 国土交通省 国土政策局総合計画課長 その他調整中
13:20 ~ 12:50 [30分]	写真撮影・休憩
13:50 ~ 14:30 [30分]	パネルディスカッション① 通い・副業による農業生産の維持 井上 孝矩 株式会社JTB ビジネスソリューション事業本部 営業開発プロデューサー 澁谷 明伸 青森県弘前市 農林部 農政課長 田中 康輔 株式会社パソナ農援隊 代表取締役 益子 洋平 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 マネージャー

14:30 ~ 15:10 [40分]	パネルディスカッション② 農村コミュニティの機能維持 (地域団体による物流などの各種支援) 杉本 一郎 株式会社時事通信社 取締役 中山 功大 株式会社Ventos 代表取締役 林 篤志 一般社団法人Next Commons Lab 代表理事 /株式会社paramita 共同代表 光保 謙治 日本郵便株式会社 事業共創部 係長 吉村 英樹 株式会社ゼンリン モビリティ事業本部 スマートシティ推進部 部長
15:10 ~ 15:35 [25分]	休憩
15:35 ~ 16:15 [40分]	パネルディスカッション③ 農山漁村の課題解決を通じた社会的インパクトの実現 安部 敏樹 株式会社Ridilover 代表取締役 高橋 博之 株式会社雨風太陽 代表取締役 増岡 宏和 農林中央金庫 コーポレートデザイン部 部長代理 その他調整中
16:15 ~ 16:55 [40分]	パネルディスカッション④ 農山漁村でのインパクトスタートアップによる課題解決の可能性と展望 秋元 里奈 食べチョク 代表 / 株式会社ビビットガーデン 社長 坪井 俊輔 サグリ株式会社 代表取締役CEO 内藤 祥平 株式会社日本農業 代表取締役CEO 永岡 里菜 株式会社おてつたび 代表取締役CEO
16:55 ~ 17:00 [5分]	閉会挨拶 山口 靖 農林水産省 大臣官房総括審議官

地域運営組織について

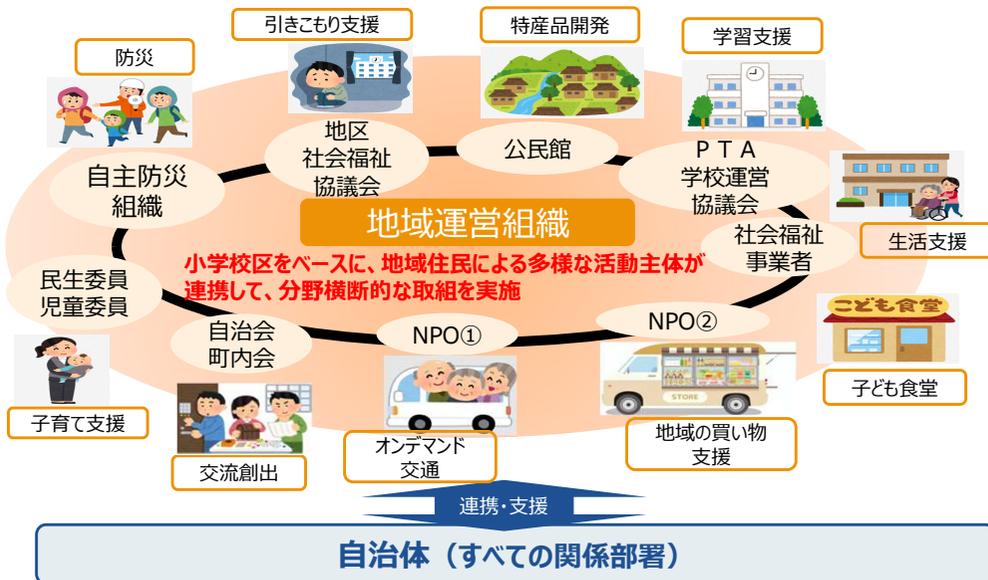
総務省自治行政局地域振興室

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域運営組織の活動を支援することにより、地域コミュニティの維持・強化を目指す
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業など多様
- 全国には7,710組織（令和5年度総務省調査）があるものの、地域運営組織が形成されている市区町村数は全体の半数程度にとどまっている

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織の多様な取組みに対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう調査研究を行うとともに、セミナーの開催等により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押しする。



全国セミナーの概要

- 全国における地域運営組織の形成や持続的な運営に向けた取組を後押しするため、全国セミナーを地域ブロック別に開催し、都道府県・市区町村職員のほか中間支援組織、地域運営組織の構成員、地域住民等に対する効果的な普及啓発を推進する。

地域運営組織を支援する中間支援組織等研修会の開催 新規

- 地域運営組織の持続的な運営は、外部の支援者（中間支援組織※）からの支援を受けながら、地域運営組織がPDCAサイクルを回すことで実現されるものと期待されるが、こうした支援を行うことができる外部の支援者の人材不足が課題となっているところ。

※企業、NPO、社会福祉協議会、学識経験者、コンサルタント、行政職員OB等

- 地域運営組織を支援する中間支援組織等の人材育成の一環として、研修会を開催し、学びの機会を創出する。

地域運営組織（RMO）の活動実態

団体数

令和5年度は地域運営組織が全国で**7,710団体**が確認され、令和4年度（7,207団体）から503団体増加（7.0%増）し、平成28年度に比べて約2.5倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**874市区町村**であり、令和4年度（853市区町村）から21市区町村増加（2.5%増）

組織形態

法人格を持たない**任意団体が90.4%**、NPO法人が3.6%、認可地縁団体が2.3%

構成団体

(複数回答)

自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は77.9%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」(58.1%)、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」(48.1%)が続く。

活動拠点

活動拠点を有する団体が95.3%、このうち65.5%が公共施設を使用

活動内容

祭り・運動会・音楽会などの運営（69.6%）が最も多く、交流事業（68.5%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（60.2%）などが続く。

収入

(複数回答)

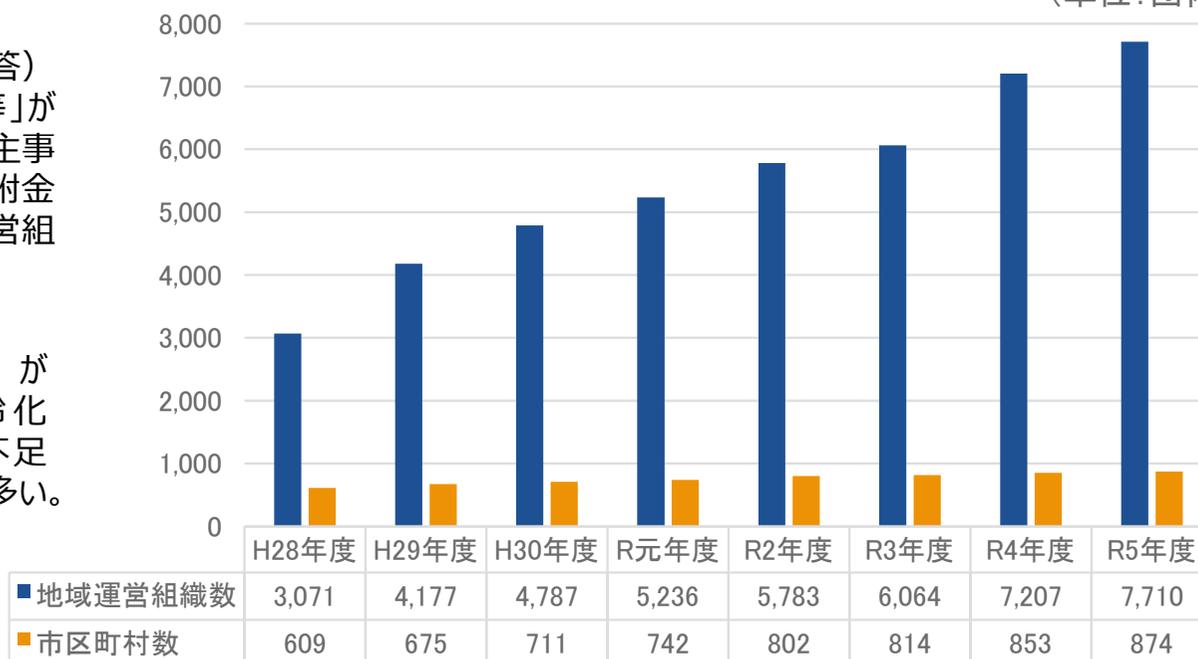
収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.5%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.4%

課題

(複数回答)

活動の担い手となる人材の不足（78.4%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（59.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（59.6%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。

(単位:団体)



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員の研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）
…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

指定地域共同活動団体制度について

総務省自治行政局市町村課

指定地域共同活動団体制度について

令和7年1月30日

総務省自治行政局
市町村課

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、**住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため**、今後、地域の実情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「**指定地域共同活動団体**」制度を創設。

【総務省重点施策2025(抄)】 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先行事例等の調査研究や周知・啓発を実施。(R6補正：0.2億円)

【施行期日】 令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、**市町村長が指定することができる**

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ **区域の住民** 又は **区域の住民を主たる構成員とする団体** を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・ 地域の**多様な主体との連携**等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ **民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等を開催**

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を**一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】 既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
<u>特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

2 公共私連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。(中略)

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要性があり、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようになる必要がある。

広域連携 (定住自立圏構想の推進等) について

総務省自治行政局市町村課
総務省自治行政局地域自立応援課

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

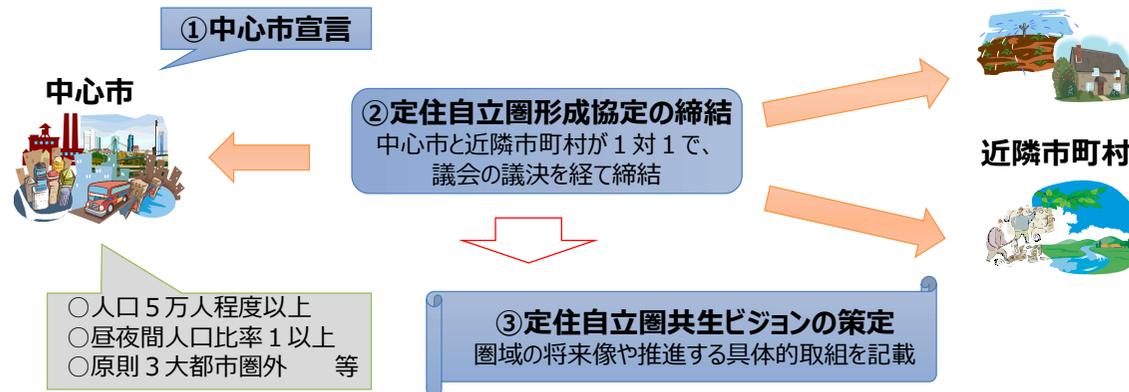
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

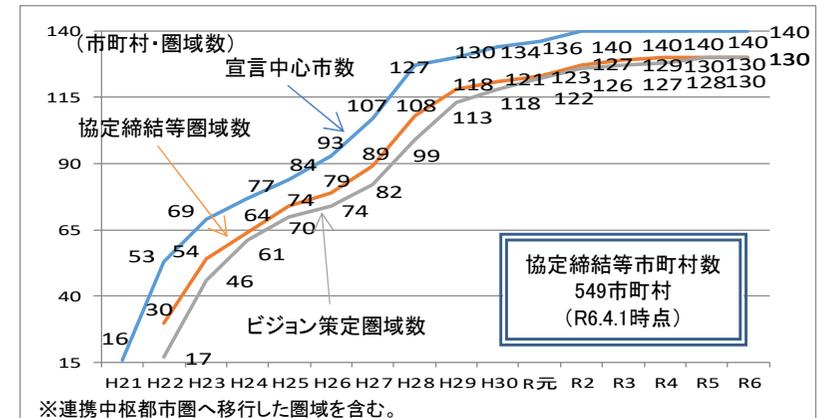
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進する。**

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R6.4.1現在 130圏域）



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る取組の推進について（抄）

（令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長・地域自立応援課長等通知）

高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化が進む中、これまでも各地方公共団体において公共施設の適切な維持管理や統廃合、集約化等に取り組みられてきたところです。今後、**更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・複合化（以下「集約化等」という。）に取り組むことが効果的**であると考えられますが、**広域での取組は十分に進んでいない**旨が、**第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）**においても指摘されているところです。（中略）貴都道府県におかれては、**下記事項に御留意の上、取組を推進していただく**とともに、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

第一 公共施設の集約化等に係る地方財政措置の創設等について

1. 複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置の創設
2. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

第二 広域的な議論の場の設定について

広域的な公共施設の集約化等に向けては、**都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市等が中心**となって、**広域的な見地に立って、人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論するとともに、公共施設の適正配置に向けた調査検討等を行うことが効果的**であると考えられることから、当該団体においては、**施設の利用実態・立地等の調査・分析や協議会の開催**等を通じて、**広域的な公共施設の集約化等に向けた議論を円滑に進めていただきたい**こと。なお、調査検討にあたっては、第一1(ア)の**特別交付税措置が活用できる**こと。

また、こうした議論の場の開催にあたっては、関係する地方公共団体だけでなく、**外部有識者等の第三者から意見や提案を得ることも有効**であると考えられる。令和7年度より、総務省及び地方公共団体金融機構が共同して実施する「**地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業**」において、**アドバイザーを派遣する支援分野に新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」を追加することとした**ことから、積極的に活用いただきたいこと。（後略）

第三 「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」の改正に関する事項

インフラの老朽化や人手不足といった資源制約が深刻化する中で、**連携中枢都市圏や定住自立圏において、コンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上等を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠**であることから、今般、「**連携中枢都市圏構想推進要綱**」及び「**定住自立圏構想推進要綱**」を改正し、**連携する取組**として公共施設の集約化、専門人材の確保、事務の共同実施等を位置付けたこと。

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

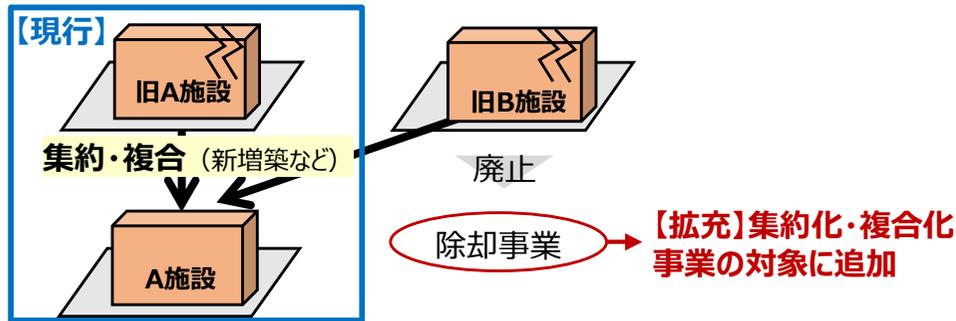
- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討**及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より**創設**。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	<p>【新規】特別交付税措置</p> <p>措置率: 0.5 措置上限額: 500万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘等 <p>※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進 (令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長通知)</p>	<p>公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p><対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p><対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【新規】特別交付税措置</p> <p>措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和等 <p>* 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>
	<p>※【新規】都市構造再編集中支援事業(国土交通省R7当初予算)も活用可能</p> <p>複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2)</p> <p>◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90%</p> <p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%</p> </div>			
その他	<p>【新規】専門アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施 			

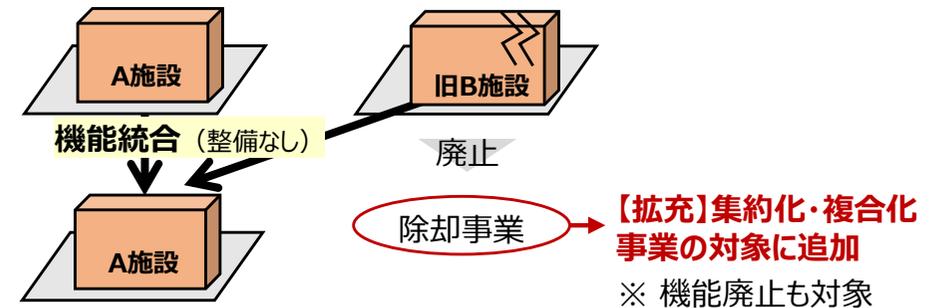
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
 ※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
 ※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費	特別交付税措置
(1)複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2)複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）**
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

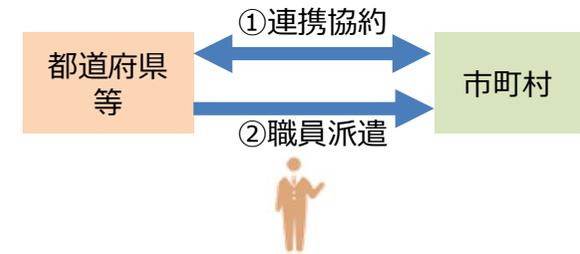
課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置（R6年度創設）

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。
- ※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。
- ※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

（1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
上限額：100万円/団体

（2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
人件費 × 0.5
上限額：600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外

- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置
負担金 × 0.5
上限額：600万円程度/人
※自治法派遣の場合に対象
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

行政相談について

総務省行政評価局行政相談企画課

行政相談について

令和7年1月30日

総務省 行政評価局 行政相談企画課
課長補佐 島岡 良行

■ 行政相談とは

国の仕事や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応しています

公共インフラ

流木がたまってこのままだと危ない！



いろいろな手続

加入電話契約の契約者本人が死亡した場合の解約手続をホームページでも受け付けてほしいなあ



ホームページでも
解約申込が可能に

どこに相談したらいいのかわからない、相談窓口で解決しない

- ・申請先の窓口がわからない
 - ・相談窓口に行ったけど納得できないなど
- (国の仕事に対するご意見も承っています)



■ ご相談はこちらから (相談無料・秘密厳守)

ご相談は、国民の皆様に身近な「きくみみ」、行政相談委員にお寄せください

きくみみ

(総務省行政相談センター)

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの行政相談窓口 (全国50か所)



お近くの
きくみみを来訪



行政苦情110番
0570-090110



メール・
オンライン
による相談



行政相談委員
(全国に約5,000人配置)

- ・総務大臣から委嘱された民間有識者
- ・全国の市区町村に1人以上が配置
- ・役場、公民館などで定期的に相談所を開設



お近くの
行政相談委員を来訪



行政相談委員
オフィシャル
ウェブサイト



子育てやマイナンバーなどの
さまざまな制度、給付金などに
関するよくある質問に
お答えします！

国・地方共通相談チャットボット

ガボット
Govbot

こんにちは！
子育てやマイナンバー、医療保険などのさまざまな制度、
給付金などに関するよくある質問にお答えします。



がぼたん

まだまだ学習中ですが、経験を積むとどんどん賢くなれるので、たくさんのご質問やご意見をお願いします！

[利用規約](#)

[チャットを始める](#)

次のこともお探しいただけます。

[令和6年能登半島地震被災者支援情報](#)

[自治体のチャットボットを探す](#)

[国等の相談窓口・チャットボットを探す](#)

[掲載している各分野のFAQデータ](#)

お聞きになりたいことはどのようなことですか？
現時点では、以下の分野の回答について用意しています。
入力欄から直接入力することもできます（入力欄の左のボタンから質問分野を選ぶこともできます）。

新たな経済に向けた給付金・定額減税		
子育て	マイナンバー	
医療保険	税	年金
不動産登記		戸籍
新しい制度等のお知らせ（年取の壁対策・相続登記の申請義務化など）		



Govbotもご利用ください！
アクセスはこちら →

行政相談委員ってどんな人？

身近なお困りごとは、行政相談委員にお寄せください。

行政相談委員は…

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）が配置されています。
行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国の行政活動全般に関する相談等を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

相談所での相談対応

行政相談委員は、市（区）役所、町村役場、公民館などで、定期的に相談所を開設しています。
地域のイベント会場等で、特設の相談所を開設することもあります。
オンライン相談・メール相談にも対応しています。
➡オンライン相談のQRコードは13ページ



行政相談委員ってどんな人？

行政相談懇談会

自治会、婦人会などの代表者や地域の方々との懇談会を開催し、行政相談のPRを行うとともに、行政に関する苦情や意見・要望をお聞きしています。



行政相談委員より

郵便局の協力を得て懇談会を行いました。避難所の備蓄物資や買い物支援などの市民にとって身近な相談が出され、懇談会では活発に議論が行われました。すぐに解決はしない問題ですが、地元の声や関係者の意見を聞きながら、行政相談委員として注視していくことも大切な仕事だと考えています。

愛媛県宇和島市 宮本委員

行政相談委員より

北海道登別市 山田委員

2か月に1度の年金支給日に、郵便局で相談所を開催しています。
「行政相談ってどんなことを相談できるの？」とよく聞かれます。
「日頃困っていることを遠慮なく聞いて良いの。どこに話したら解決できるかを一緒に考えるところなの」と答えています。

このマークは音声コードです。

行政相談委員意見

行政相談委員は、相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べるすることができます。

近年提出された委員意見の例

- 「本人限定受取郵便の到着のお知らせ」の表示が分かりにくい。受取人にとって重要な書類であることを認識しやすいように工夫してほしい。
- 奨学金の保証人等が繰上返還をする場合、本人の同意がなくても繰上返還できるよう改善してほしい。

➡委員意見による改善事例は11ページ

令和4年度は、全国から204件の意見が提出され、総務省から各府省に通知されるなど、行政の改善に役立てられています。

被災者に生活支援情報を届けるため、約5,300件のご相談に対応



特別行政相談所の開設
(1月から石川県内111か所で開設)



**生活支援情報をまとめた
ガイドブックを避難所等に配布**

約2万部配布、約8万件のダウンロードあり。
現在、第23版

令和6年4月10日<初版>
令和6年4月10日<第14版>

総務省行政相談センター 令和6年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)

まぐみ石川

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加変更してまいります。
- この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】<令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)>に掲載しています。
[石川行政評価事務所HPはこちら](#)

【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための
災害専用フリーダイヤル 0120-776-110
 - ※ 受付時間：8時30分～17時15分(当直の日は、土、日、祝日も受付)
 - ※ 回線の状況により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局(名古屋)や総務省本省(東京都)の担当窓口につながる場合があります。
 - ※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。
- 行政相談専用ダイヤル
076-264-1100 又は **0570-090110**
(いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話)
- [インターネットはこちら](#)
- FAX: 076-222-5233

まぐみ石川 ガイドブックに掲載してほしい情報などについて、アンケートを実施しています。
[アンケートはこちら](#)

総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024
金沢市西条3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階
電話：076-222-5232



**「災害専用フリーダイヤル」
設置(1/12～)**

罹災証明(2次避難をされている方からのご相談)

輪島市から金沢市などに避難しているが、罹災証明書の申請の際には輪島市の窓口に行かなければいけないのか教えてほしい。

内閣府通知を基に、「避難先の自治体が、被災者に代わって被災者の住家が所在する自治体に罹災証明書の申請書を転送」できる旨を案内

珠洲市に申請した罹災証明書を珠洲市に行かなくても交付してもらえる方法はないか。

珠洲市に照会。「市に来られない場合には、市が申請書に書かれた連絡先に電話するなどして必要な対応を行った上で、郵送することは可能」との回答

仮設住宅(1.5次避難所にある相談所に寄せられたご相談)

輪島市の仮設住宅の申込みをしたいが、母が新型コロナウイルスに感染し、一次的に外出制限をしていたため、輪島市への仮設住宅の申込期限を過ぎてしまった。輪島市に仮設住宅の申込みはできないか。

その場で輪島市の担当者と携帯電話で連絡を取りつつ、相談者に対し対面で、仮設住宅の電子申請の申込みをサポート

みなし仮設住宅(自治体からのご相談)

ライフラインが途絶しているため、みなし仮設住宅の入居要件に該当するはずだが、それが明確でないため、なかなか仮設住宅の案内ができない。

内閣府から、被災自治体に対して、「ライフラインが途絶している場合にもみなし仮設住宅の入居が可能」である旨を通知。みなし仮設住宅の申請が進む

マイナンバーカード(2次避難をされている方からのご相談)

避難先の市区町村で、マイナポータルで罹災証明を申請しようとしたところ、暗証番号を3回間違えてロックされてしまった。避難先の市区町村でマイナンバーカードの暗証番号の再設定をしたいが、住所地市区町村(奥能登地域)の窓口でなければならないとされている。避難先の市区町村でも再設定できるようにしてほしい。

1/22から特例的に、石川県内の一部の市町の住民の方については、避難先の市区町村の窓口でマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定ができるよう、1/19に総務省から全国の自治体に通知



最新の
ガイドブック
はこちら

- ◆ 発災後によく寄せられる困りごとについて、大まかな支援内容と問合せ先を一冊にまとめたもの
- ◆ 国、自治体、関係団体「57機関」が実施している支援内容と問合せ先を掲載
- ◆ 更新頻度は、発災直後の1月は「2～3日に1回」、2月は「週に1回」、3～6月は「月2回」、7月以降は「月1回」

目次

住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行 (P.1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P.2)
- 3 被災建物の解体・撤去 (P.3)
- 4 住宅確保への支援 (応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅) (P.5)
- 5 被災宅地等復旧支援事業 (P.7)
- 6 住宅耐震化促進事業 (P.8)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.8)
- 8 2次避難所の利用 (P.9)
- 9 生活必需品の給与・貸与 (P.9)
- 10 災害ごみの処分 (P.9)
- 11 室内配管、浄化槽の復旧 (P.10)

お金のこと

- 12 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金)の支給 (P.11)
- 13 地域福祉推進支援臨時特別給付金の支給 (P.13)
- 14 災害義援金の配分 (P.13)
- 15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P.14)
- 16 災害援護資金の貸付 (P.15)
- 17 生活福祉資金の貸付 (P.15)
- 18 住宅の建設、補修等の融資 (P.16)
- 19 住宅ローンの返済 (P.16)
- 20 雇用保険失業給付の支給等 (P.17)

役所の手続きのこと

- 21 マイナンバーカードに関すること (P.17)
- 22 自動車に関すること (P.18)
- 23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P.19)
- 24 国税の特別措置 (P.20)
- 25 県税の特別措置 (P.20)
- 26 市町村税・児童扶養手当の特別措置 (P.20)
- 27 公共料金の減免措置等 (P.21)
- 28 公費解体等を行った建物の滅失登記、登記済証(権利証)の紛失 (P.21)

民間の手続きのこと

- 29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 (P.22)
- 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P.22)

医療・健康のこと

- 31 こころの悩みや健康に関する相談 (P.23)
- 32 医療機関や介護サービスの利用に関すること (P.23)

教育のこと

- 33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援 (P.24)
- 34 学用品の給与、授業料の支援等 (P.24)

事業者の方へ

- 35 事業者を対象とした相談窓口 (P.25)
- 36 農林水産業関係の相談窓口 (P.26)

そのほかの情報

- 37 災害ボランティアの依頼 (P.26)
- 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置 (P.27)

<参考資料>
・令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口 (P.29)

1 罹災証明書の発行 (概要は内閣府HPへ)

- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマホ)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - 県内の他の市町へ広域避難された方は、避難先の市町の窓口でも罹災証明書の交付申請を行うことができます。
 - 県外へ避難された方については、石川県危機対策課(076-225-1482)までご相談ください。
- ◆ マイナンバーでの申請について
 - ・ マイナンバーカードを利用して、マイナンバーからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナンバーでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部と野々市市及び川北町で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)。詳しくはこちら
 - ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6～16桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。詳しくはこちら
 - ・ 「21 マイナンバーカードに関すること」もご参照ください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	資産税課	076-220-2151	内灘町	住民課	076-286-6701
七尾市	り災証明書コールセンター	0767-57-5518	志賀町	税務課	0767-32-9141
輪島市	税務課	0768-23-1126	宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150
珠洲市	市民課	0768-82-7732	中能登町	税務課	0767-72-3136
羽咋市	税務課	0767-22-6901	穴水町	税務課	0768-52-3630
かほく市	税務課	076-283-1114	能登町	税務課	0768-62-8518
津幡町	税務課	076-288-2123			

18 住宅の建設、補修等の融資

- ① 自宅再建利子助成事業
 - ◆ 石川県内で被災し、住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受けられる**自宅再建利子助成事業**があります(地域福祉推進支援臨時特別給付金との併用は不可)。
 - ◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧くださいほか、コールセンター(076-225-1968:土日祝も受付)にお問い合わせください。

内容	
対象者	次のi)～iii)の全てに該当する世帯 i) 次のいずれかに該当する ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた イ) 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした ウ) 長期避難世帯として認定された エ) 応急仮設住宅等に同居していた ii) 石川県内で住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす iii) 被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている
収入要件	給与収入のみの世帯 世帯全員の収入合計額が600万円以内 給与収入以外の収入がある世帯 世帯全員の所得合計額が440万円以内 23歳未満の被扶養者がいる世帯 制限なし
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算出した利子相当額(一世帯当たり上限300万円(交付決定後一括給付))
申請期限	令和6年3月28日(木)までに住宅再建・入居 6年9月30日(月)まで 令和6年3月29日(金)以降に住宅再建・入居 入居日から6か月経過した日又は 9年1月31日(日)のいずれか早い日

- ② 住宅金融支援機構における融資
 - ◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
 - ◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧くださいほか、次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

取組の経緯

総務省の行政相談は、各府省の所掌にとらわれず国民からの困りごとを聞き、解決を図るもの。

→こうした府省横断的な取組の一つがガイドブック。平成28年熊本地震以降、大規模災害が発生した際に実施

具体的な取組内容

昨年1/10から被災市町や避難所、郵便局や社会福祉協議会などに「ガイドブック」をお届け。

お届けした際に、被災者、職員の声・悩みを聴き、内容に応じて関係機関に繋ぎ、解決につなげる活動を実施。

課題と今後の対応

【課題】

ガイドブックの掲載内容については、発災してから検討し、自治体等に確認いただいている。

→発災直後は自治体等は被災者支援で手一杯であり、負担にならないよう最大限配慮する必要

【今後の対応】

- 発災後、速やかに被災者に情報提供ができるよう、平時から自治体等と情報連携

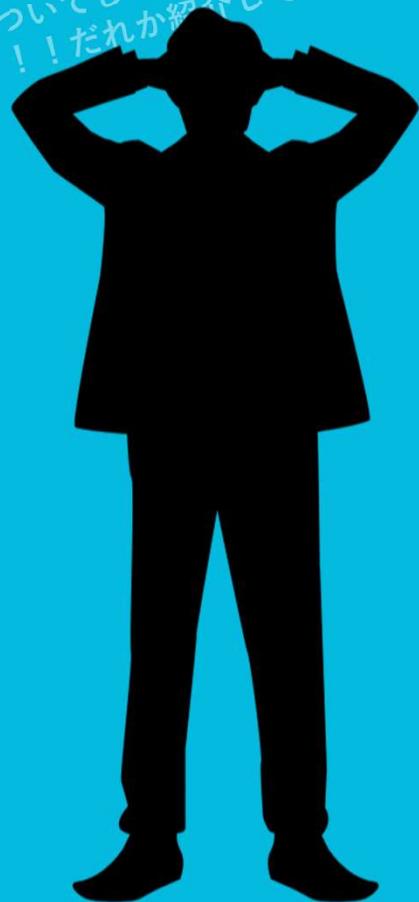
発災後によく寄せられる困りごと(罹災証明、住宅修理等)を整理し、ガイドブックの掲載内容を「標準化」

- 自治体等にガイドブックを「被災者への情報発信のツール」の一つとして活用してもらうことを「仕組み化」

今般の地震対応の際、情報発信ツールとして活用していただいた自治体等もあり→自治体等の負担軽減

※管区行政評価局等（現場で行政相談を担う当省地方機関）を災害対策基本法第2条第4号に基づく「指定地方行政機関」に指定することについて、現在、内閣府と調整中

どうすれば 前に進む？

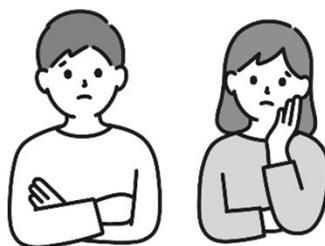


行政相談委員は 地域おこし協力隊を応援します

地元でいろんな人に顔がきく行政相談委員。
日頃から多種多様な相談にのっています。
もちろん、**秘密は厳守**。誰にも話しません。
ちょっとしたことでもご相談いただければ、
行政相談委員が、あなたと地域との**クッション**役
になって、**地域おこし**がスムーズに前に進むこと
を応援します。



どうしたらいいんだろう？



地域おこし協力隊としてこの地域に来て、気づいたら早半年。**地域の人と馴染めた気がしない**し、
なんか思ってたのと違う。
どこかで**つまづいてる**んだろうか？
ちゃんとまわりに相談してきたつもりだけど、
立ち往生している気分。こんな漠然とした悩み、
いったい誰が聞いてくれるんだろう・・・

どうしたらいいの？と思ったら

まずはきくみみへ

全国のきくみみをご案内します



全国共通の ☒ は
QRコードから

総務省行政相談センターきくみみ一覧

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ北海道	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100
きくみみ函館	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100
きくみみ旭川	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100
きくみみ釧路	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100
きくみみ宮城	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100
きくみみ青森	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100
きくみみ岩手	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100
きくみみ秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100
きくみみ山形	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100
きくみみ福島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100
きくみみ埼玉	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100
きくみみ茨城	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100
きくみみ栃木	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100
きくみみ群馬	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100
きくみみ千葉	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100
きくみみ東京	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100
きくみみ神奈川	横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100
きくみみ新潟	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100
きくみみ山梨	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100
きくみみ長野	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100
きくみみ愛知	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100
きくみみ富山	富山市丸の内1-5-13 富山丸の内合同庁舎	076(431)1100
きくみみ石川	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(264)1100
きくみみ岐阜	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100
きくみみ三重	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100
きくみみ大阪	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06(6942)1100
きくみみ福井	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100
きくみみ滋賀	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100
きくみみ京都	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075(802)1100
きくみみ兵庫	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100
きくみみ奈良	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100
きくみみ和歌山	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073(422)1100
きくみみ広島	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100
きくみみ鳥取	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100
きくみみ島根	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100
きくみみ岡山	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100
きくみみ山口	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100
きくみみ香川	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(826)1100
きくみみ徳島	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100
きくみみ愛媛	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100
きくみみ高知	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100
きくみみ福岡	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092(473)1100
きくみみ佐賀	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100
きくみみ長崎	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1100
きくみみ熊本	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100
きくみみ大分	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100
きくみみ宮崎	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100
きくみみ鹿児島	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100
きくみみ沖縄	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100

携帯電話等エリア整備事業について 電波遮へい対策事業について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

携帯電話等エリア整備事業

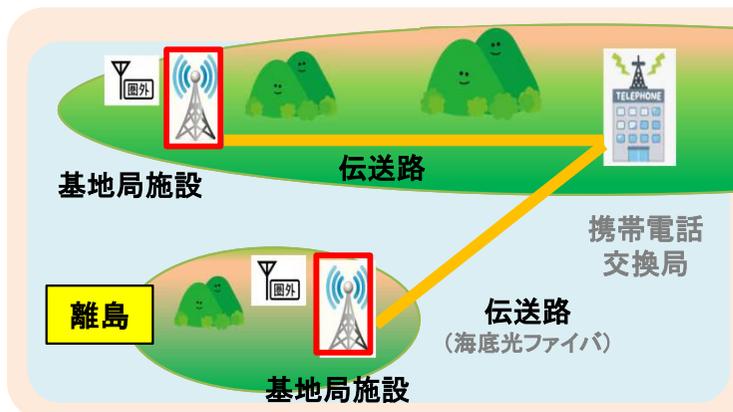
地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村 3/10</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村 1/5</td> </tr> </table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

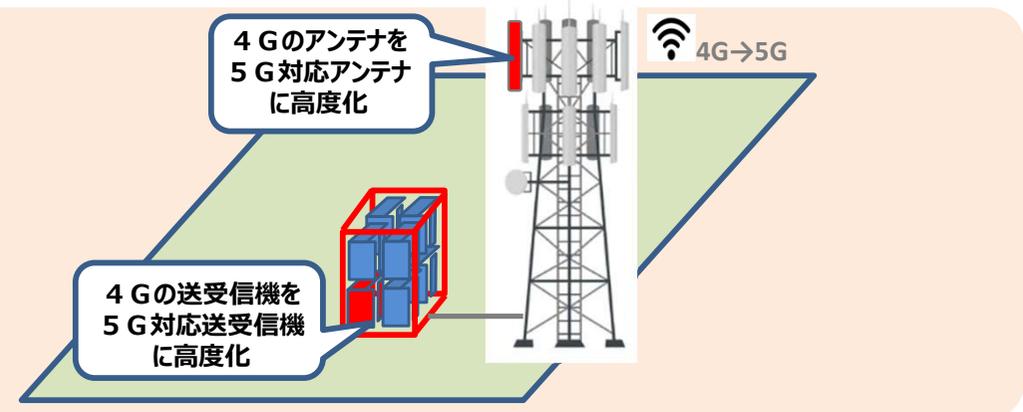
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業
(補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

令和7年度予算額(案) 1,200百万円(令和令和6年度当初予算 2,300百万円、令和5年度補正予算 3,923百万円)

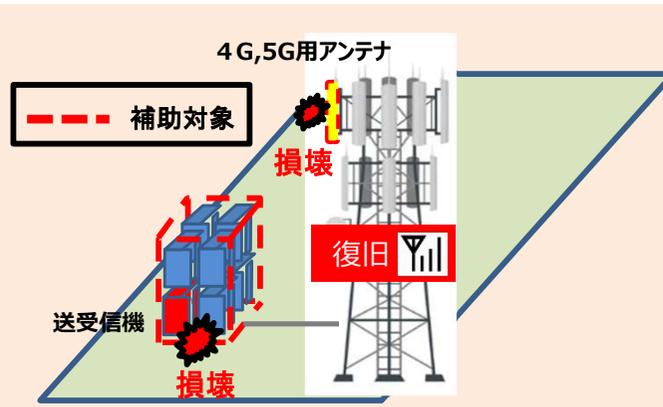
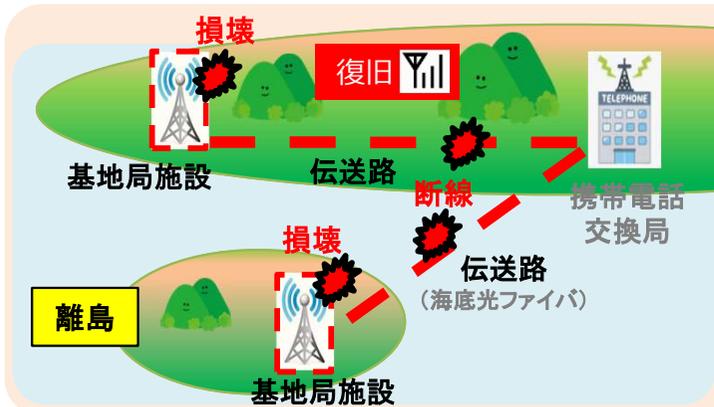
携帯電話等エリア整備事業(新規メニューの概要)

地域における通信環境の安定性を確保するため、能登半島地震等、自然災害により損壊した基地局について、過去に国が補助した施設・設備を対象に、復旧・復興支援ができる補助メニュー及び老朽化により機能低下が著しい基地局について、高度化に伴う更新を支援できる補助メニューを創設。

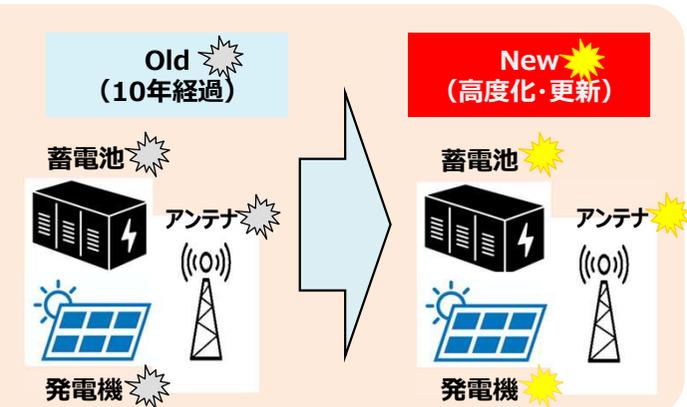
補助メニュー	補助内容	補助率												
復旧・復興支援メニュー(基地局施設復旧事業)	災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助	事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table>	国	都道府県	市町村	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村												
1/2	1/5	3/10												
国	都道府県	市町村												
2/3	2/15	1/5												
高度化・更新支援メニュー(基地局施設更新事業)	通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者													
1/2	1/2													
国	無線通信事業者等													
2/3	1/3													

- ※復旧・復興支援メニュー及び、高度化・更新支援メニューは、過去に国が補助金により整備した施設・設備等が補助対象。
- ※基地局施設、高度化施設(5G基地局)及び伝送路施設(光ファイバ)の整備費や運用費に関する補助メニューも存在。
- ※離島の場合、補助率は嵩上げ(1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4)

基地局施設復旧事業のイメージ



基地局施設更新事業のイメージ



電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体: 一般社団法人、**インフラシェアリング事業者等【拡充】**、地方公共団体(都道府県)
- イ 対象地域: 鉄道トンネル、道路トンネル(高速道路、国直轄国道、**緊急輸送道路 ※1**)
 - ※1 緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象に追加【拡充】
- ウ 補助対象: 移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- エ 負担割合: (一般社団法人等が事業主体の場合) 才 計画年度: 平成11年～

○所要経費(一般会計)

令和7年度予算額(案) 1,200百万円
令和6年度予算額 1,000百万円

【鉄道トンネル※2】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

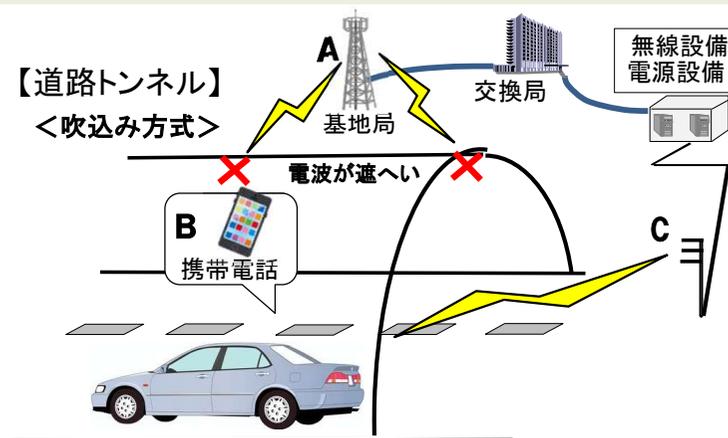
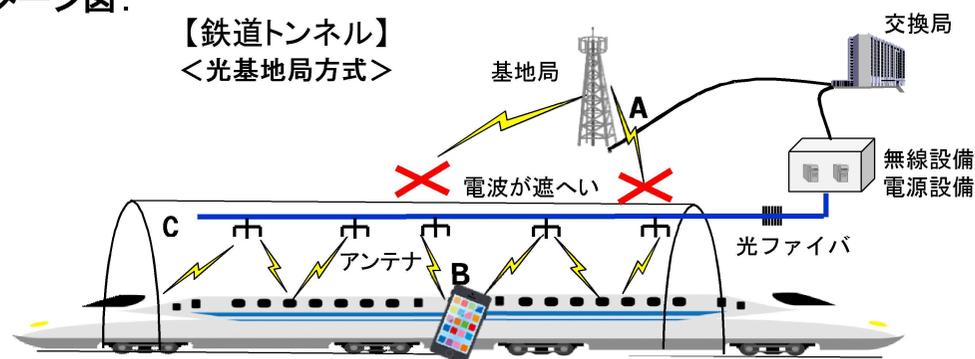
※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

(地方公共団体が事業主体の場合)

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

カ イメージ図:



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

担当者一覧・URL

事項	担当課室	担当者	電話番号
(1) 地方創生の取組について			
① 総務省地域力創造グループのR7新規・拡充事業のポイントについて	総務省地域力創造グループ地域政策課	梅谷、高木	03-5253-5523
② 地方創生2.0に向けた取組について https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihouseisei/index.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	(新しい地方経済・生活環境創生交付金について) 五木田、中山 (その他について) 加賀	03-6257-1416 03-6257-1421
(2) 地方への人の流れの創出・拡大関連施策について			
① 二地域居住について https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html	国土交通省国土政策局地方政策課	吉田(正)、吉田(隼)、 深堀、兵庫	03-5253-8369
② 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置について (移住・交流ガーデンの活用促進含む) https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/	総務省地域力創造グループ地域政策課	和久里	03-5253-5523
	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	手塚	03-5253-5391
③ 地域おこし協力隊について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	久芝、森本、河西、 豊原、芳賀	03-5253-5391
④ 地域活性化起業人について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	手塚、金島、芳賀	03-5253-5392
⑤ ふるさとミライカレッジについて https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraikarejji.html	総務省地域力創造グループ地域政策課	梅谷、高木	03-5253-5523

担当者一覧・URL

事項	担当課室	担当者	電話番号
(3) 地域の暮らしを守るための関連施策について			
① 過疎対策について	総務省地域力創造グループ過疎対策室	崎谷、樋口、白波瀬、景山	03-5253-5536
② 買物サービス確保について	総務省地域力創造グループ過疎対策室	崎谷、樋口、高橋	03-5253-5536
③ 人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進について	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課	山本、田中、靄山、元木	03-5253-5959
④ 地域社会DX推進パッケージ事業について	総務省情報流通行政局地域通信振興課	藤原	03-5253-5756
⑤ デジタル活用支援推進事業について https://www.digi-katsu.go.jp/	総務省情報流通行政局情報流通振興課	畠山、浅川	03-5253-5494
⑥ 「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトについて https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/nousin/nousei/241223_1.html	農林水産省農村振興局農村計画課農村活性化推進室	有馬、吉見、笠野、廣川	03-6744-2493
⑦ 地域運営組織について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html	総務省地域力創造グループ地域振興室	平岡	03-5253-5534
⑧ 指定地域共同活動団体制度について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chiikikomyunitei.html	総務省自治行政局市町村課	深津、坂口、平下	03-5253-5516
⑨ 広域連携（定住自立圏構想の推進等）について 広域連携 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/renkeichusutoshiken/index.html	総務省自治行政局市町村課	深津、坂口、大平	03-5253-5516
定住自立圏構想 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	森本、大城	03-5253-5391
⑩ 行政相談について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html	総務省行政評価局行政相談企画課	島岡、木暮	03-5253-5419
⑪ 携帯電話等エリア整備事業について https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	田代、池田	03-5253-5894
⑫ 電波遮へい対策事業について https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/syahei/index.htm			